

第2期上尾市地域創生長期ビジョン

第2期上尾市地域創生総合戦略

【令和3（2021）年度～令和7（2025）年度】



上尾市

第2期上尾市地域創生長期ビジョン・

第2期上尾市地域創生総合戦略の策定にあたって



本市は平成27（2015）年12月に上尾市地域創生総合戦略を策定し、産業の活性化や子育て世代の支援、良好な住環境整備、健康づくりの推進などに取り組んでまいりました。その効果もあり、人口減少の緩和など一定の成果を挙げております。

一方国においては、令和元（2019）年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、今後も継続して地方創生を推進することとしております。

そのため、本市では、国の第2期計画を踏まえ、人口の現状を再度分析し、将来への展望を示す「第2期上尾市地域創生長期ビジョン」と、本市の実情に応じた今後5か年の目標や、特に注力していくべき施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「第2期上尾市地域創生総合戦略」を策定しました。

今後も、人口減少を緩和し将来にわたって活力ある上尾市を築いていくため、「第2期上尾市地域創生総合戦略」を確実に実施していくことで、引き続き誰もが「住み続けたい」、「住んでみたい」と思えるまちづくりに取り組んでまいります。

結びに、「第2期上尾市地域創生長期ビジョン」及び「第2期上尾市地域創生総合戦略」の策定に当たり、上尾市地域創生総合戦略審議会委員、素案に対し貴重な意見や提言をいただいた市民の皆さまをはじめとする関係各位に対し心から感謝するとともに、今後の計画推進に当たりましても、なお一層のご協力をお願いいたします。

令和3年3月

上尾市長 畠山 稔

目次

第2期上尾市地域創生長期ビジョン

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 第1章 | はじめに | 2 |
| 1 | 第2期地方人口ビジョン策定の背景と目的 | 2 |
| | (1) 背景と目的 | 2 |
| | (2) 位置づけ | 2 |
| 2 | 国の長期ビジョン | 3 |
| 3 | 第2期上尾市長期ビジョンの対象期間 | 4 |
| 第2章 | 本市の現状 | 5 |
| 1 | 人口等の動向分析 | 5 |
| | (1) 人口の推移と国（社人研）推計 | 5 |
| | (2) 年齢5歳階級別人口の構成比の推移と推計 | 7 |
| | (3) 年齢3区分別人口の構成比の推移と推計 | 8 |
| | (4) 人口動態の推移 | 9 |
| | (5) 年齢階級別純移動数の推移 | 10 |
| | (6) 世帯数の推移 | 11 |
| 2 | 将来人口の推計 | 12 |
| 第3章 | 本市の将来展望 | 13 |
| 1 | 将来展望 | 13 |
| | (1) 本市の将来展望人口 | 13 |
| | (2) 第1期上尾市長期ビジョンとの比較 | 15 |
| | (3) 目指す方向性 | 20 |
| 2 | 基本目標 | 21 |

第2期上尾市地域創生総合戦略

| | | |
|-----|-----------------------|----|
| 第1章 | 基本的な考え方 | 23 |
| 1 | 第2期地方版総合戦略策定の背景と目的 | 23 |
| | (1) 第1期上尾市地域創生総合戦略の成果 | 23 |
| | (2) 策定の背景 | 25 |
| | (3) 目的 | 25 |
| | (4) 位置付け | 25 |
| | (5) 横断的な視点 | 26 |
| | (6) 計画期間 | 28 |
| 2 | 国の第2期総合戦略 | 29 |

| | | |
|--------------|---------------------------------|-----------|
| 3 | 第2期上尾市総合戦略の進捗管理 | 30 |
| | (1) 目標達成に向けた着実な進捗管理 | 30 |
| | (2) 進捗管理の体制 | 30 |
| 第2章 | 基本目標 | 31 |
| 1 | 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり | 31 |
| | (1) 数値目標 | 31 |
| | (2) 基本的方向 | 31 |
| 2 | 明日を担う人が育つまちづくり | 32 |
| | (1) 数値目標 | 32 |
| | (2) 基本的方向 | 32 |
| 3 | 魅力があり安心して暮らすことができるまちづくり | 33 |
| | (1) 数値目標 | 33 |
| | (2) 基本的方向 | 33 |
| 第3章 | 重点施策 | 34 |
| 1 | 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり | 34 |
| | (1) 雇用の創出 | 34 |
| | (2) 労働環境の充実 | 36 |
| 2 | 明日を担う人が育つまちづくり | 37 |
| | (1) 結婚・出産・子育て支援の充実 | 37 |
| | (2) 子どもが健やかに育つことができる環境の整備 | 40 |
| 3 | 魅力があり安心して暮らすことができるまちづくり | 42 |
| | (1) 魅力の創出 | 42 |
| | (2) 安心して良好な住環境の整備 | 45 |
| 《資料編》 | | 47 |
| 資料1 | 数値目標・重要業績評価指標（KPI）一覧 | 48 |
| 資料2 | 策定経過の概要 | 51 |
| 資料3 | 上尾市地域創生総合戦略審議会条例 | 52 |
| 資料4 | 上尾市地域創生総合戦略審議会委員 | 53 |
| 資料5 | 上尾市地域創生総合戦略本部設置規程 | 54 |

第2期上尾市地域創生長期ビジョン

第1章 はじめに

1 第2期地方人口ビジョン策定の背景と目的

(1) 背景と目的

日本の総人口は、平成20(2008)年の1億2,808万人をピークに減少に転じています。

国は、急速に進む少子高齢化・人口減少に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26(2014)年9月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、同年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下、「国の長期ビジョン」という。)及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「国の総合戦略」という。)を、令和元年(2019)12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)」(以下、「国の長期ビジョン(令和元年改訂版)」という。)及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「国の第2期総合戦略」という。)を閣議決定しました。

これらを踏まえ、都道府県と市町村においても、人口の現状と将来の展望を示す「地方人口ビジョン」及び地域の実情に応じた今後5か年の施策の方向を示す「地方版総合戦略」を策定するよう努めることとされており、上尾市においては、平成27(2015)年12月に「上尾市地域創生長期ビジョン」(以下、「第1期上尾市長期ビジョン」という。)
「上尾市地域創生総合戦略」を策定しました。本市の人口は、平成25(2013)年に227,525*¹人でしたが、策定後の平成30(2018)年では、228,480*²人となり約1,000人増加しています。しかし、今後はさらなる高齢化と人口減少が予想されています。

今回策定する「第2期上尾市地域創生長期ビジョン」(以下、「第2期上尾市長期ビジョン」という。)は、「第2期上尾市地域創生総合戦略」の策定を行う上で、基本となる人口の見通しを示すもので、第1期上尾市長期ビジョン策定後の本市の人口動態等を加味し、推計値等を変更したものになります。

(2) 位置づけ

第2期上尾市長期ビジョンは、中長期的な視点で目指すまちづくりを示す、本市の市政運営の最上位計画である上尾市総合計画との整合性を確保します。

*1 平成25(2013)年1月1日現在

*2 平成30(2018)年1月1日現在

2 国の長期ビジョン

平成 26 (2014) 年に策定された国の長期ビジョンは、人口の現状と将来の姿を示し、人口減少をめぐる問題に関する国民の認識を共有するとともに、今後、目指すべき将来の方向を提示することを目的としています。

その後の国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計により、人口減少のスピードは策定当時よりやや遅くなっていますが、依然として危機的状況には変わりないとの見解が示されています。

こうした状況を踏まえ、令和元 (2019) 年 12 月には、国の長期ビジョン（令和元年改訂版）が閣議決定され、この困難な課題に対して引き続き国や地方公共団体など関係団体が一丸となって取り組んでいく必要があると示されました。同ビジョンは以下のような構成となっています。

図表 1 「国の長期ビジョン（令和元年改訂版）」の概要

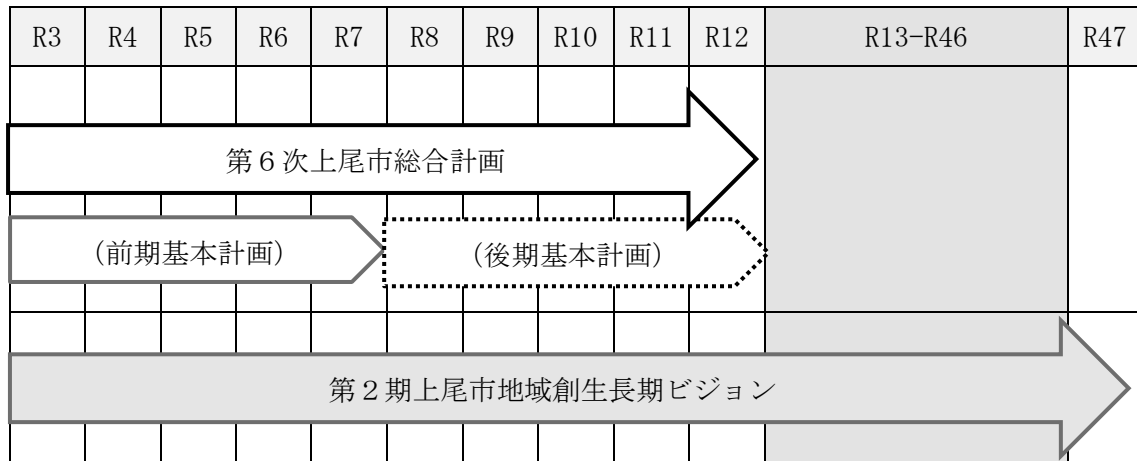
1. 人口問題をめぐる現状と見直し
 - (1) 人口減少の現状と見直し
 - ① 加速する人口減少
 - ② 人口減少の地方から都市部への拡大
 - ③ 高齢化の現状と見直し
 - (2) 東京圏への一極集中の現状と見直し
2. 人口減少問題に取り組む意義
 - (1) 人口減少に対する危機感の高まり
 - (2) 人口減少が地域経済社会に与える影響
 - (3) 人口減少に早急に対応すべき必要性
 - (4) 国民の希望とその実現
 - ① 結婚・出産・子育てに関する国民の希望
 - ② 地方への移住に関する国民の希望
3. 長期的な展望
活力ある地域社会の維持のために
 - (1) 人口の長期的展望
 - (2) 地域経済社会の展望

出典：まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）

3 第2期上尾市長期ビジョンの対象期間

本市の総合計画は10年単位での中長期ビジョンとなっており、5年毎の見直しの際に、計画の前提となる人口推計を実施しています。本ビジョンでは、第6次総合計画との整合を図りつつ、令和47（2065）年までの人口を推計します。

図表2 総合計画と長期ビジョンの関係



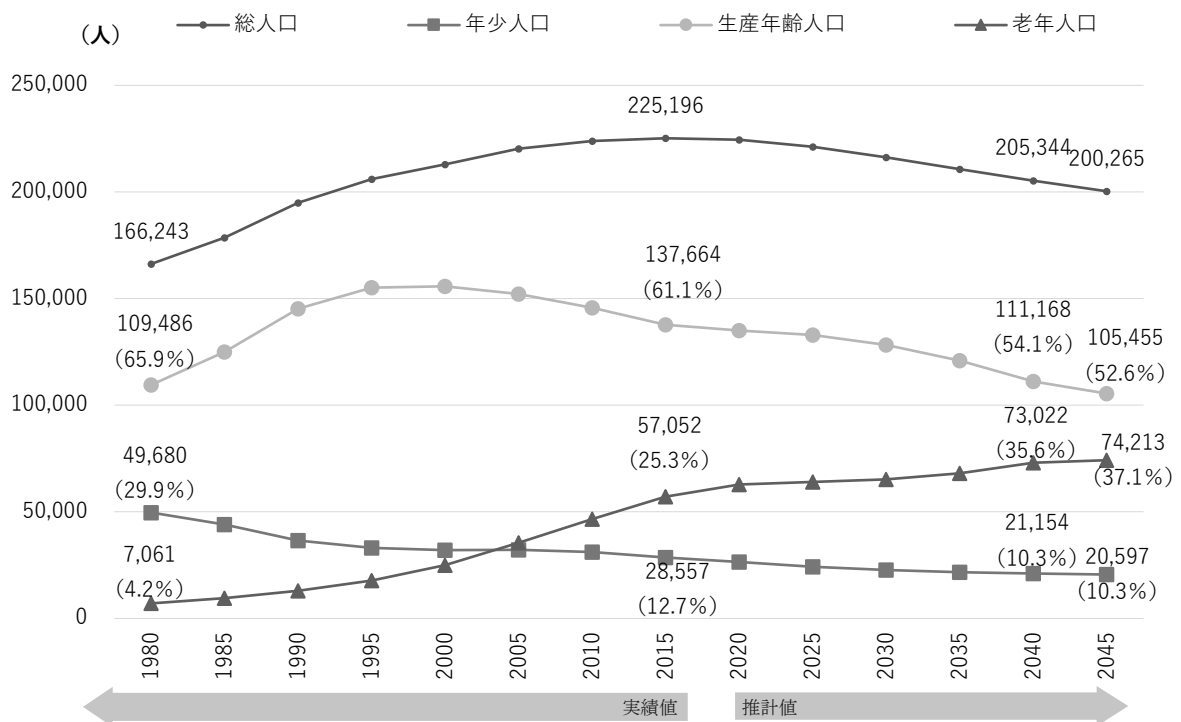
第2章 本市の現状

1 人口等の動向分析

(1) 人口の推移と国（社人研）推計

- 人口の推移等の状況を分析するにあたっては、多様な統計データが得られ、かつ、他市との比較が容易な国勢調査の数値を用いることとします。
- 本市の総人口を国勢調査からみると、昭和 55（1980）年に 166,243 人だった人口は順調に増加し、平成 27（2015）年は 225,196 人となっています。
- しかしながら、社人研の推計によれば、総人口は今後減少に転じ、緩やかに減り続けて令和 27（2045）年には 200,265 人になるとされています。
- 年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は減少し続ける一方で、老年人口（65 歳以上）は増加し続けており、令和 27（2045）年には高齢化率が 37.1%になると推計されています。

図表3 人口の推移と社人研推計（国勢調査ベース）



出典：総務省「国勢調査」平成 27（2015）年

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」平成 30（2018）年

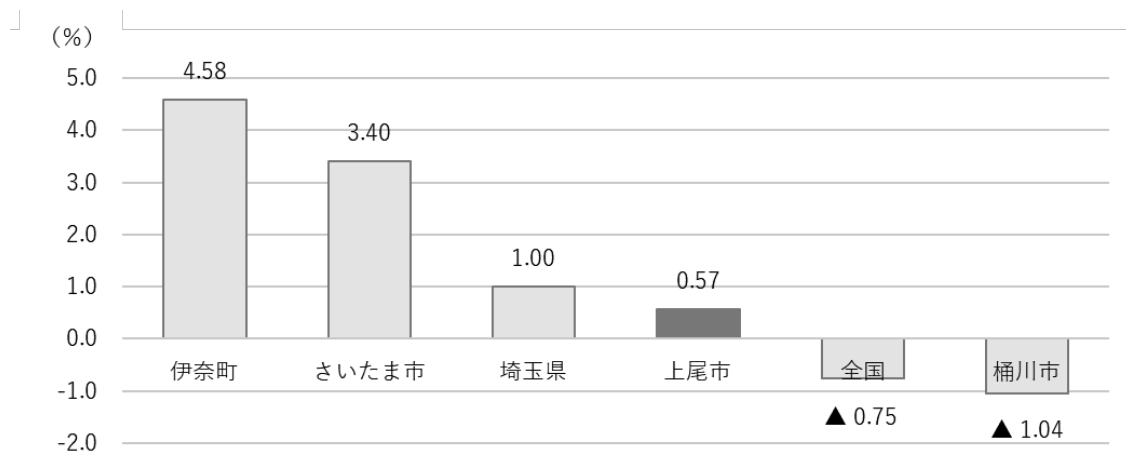
※令和 2（2020）年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成 30（2018）年 3 月）に基づく推計値

※年齢不詳者もいるため、年齢 3 区分別の構成比は必ずしも合計が 100%になりません

(参考) 人口増減率の比較

- 本市の平成 22 (2010) 年から平成 27 (2015) 年の人口増減率は 0.57% でプラスですが、県や近隣市町と比較すると、小幅な伸びにとどまっています。

図表 4 人口増減率の比較 (平成 22 (2010) 年→平成 27 (2015) 年)

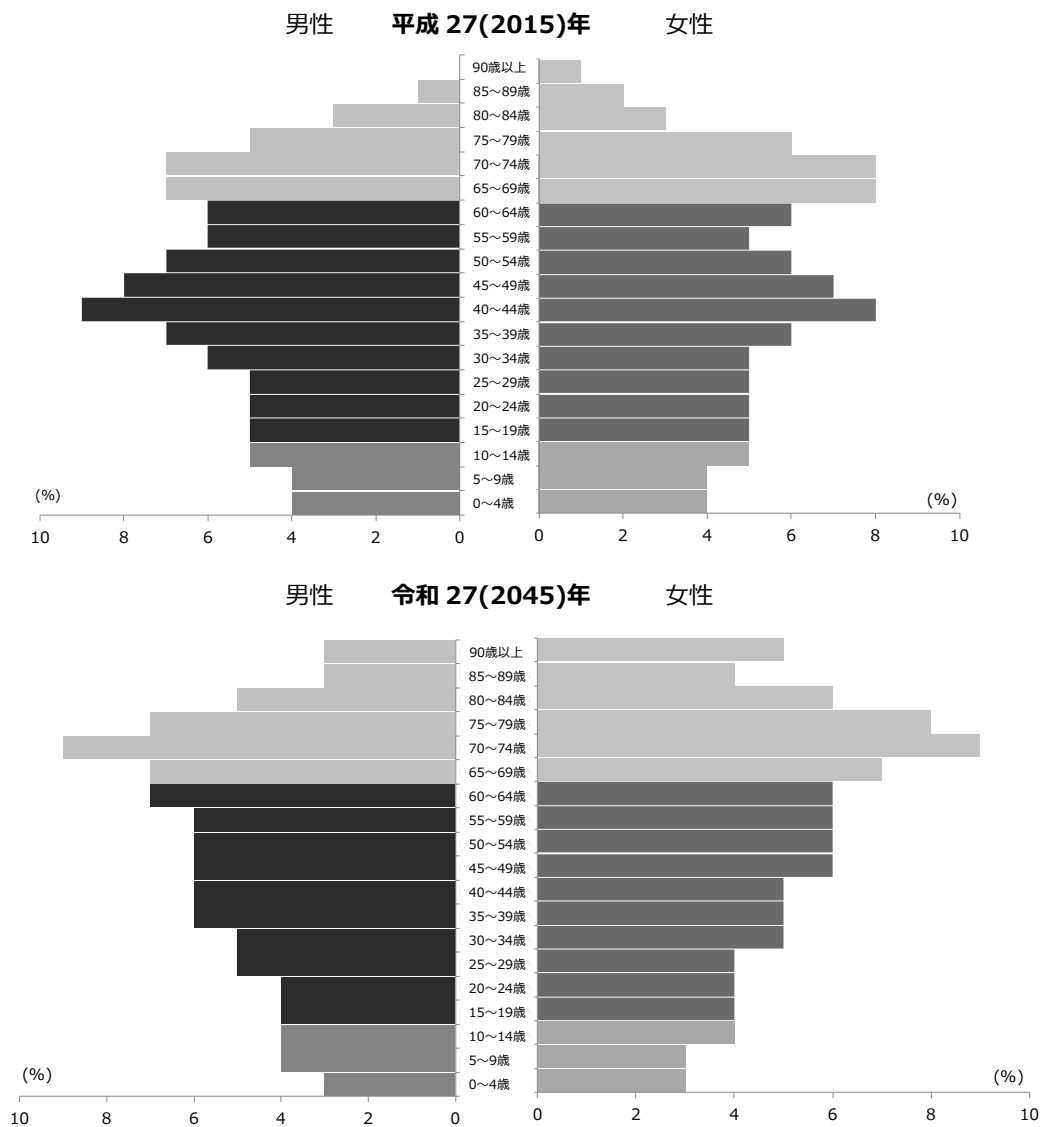


出典：総務省「国勢調査」平成 27 (2015) 年

(2) 年齢5歳階級別人口の構成比の推移と推計

- 男女別・5歳階級別人口の構成比をみると、生産年齢では、平成27(2015)年の時点ですでに、15～19歳、20～24歳、25～29歳が最も少なくなっており、この傾向は令和27(2045)年もほぼ変わらない見通しです。
- 最も多い年齢階級は、平成27(2015)年時点では40～44歳、65～69歳及び70～74歳ですが、令和27(2045)年には70～74歳が最も多くなり、それを支える世代が減少することが分かります。

図表5 年齢5歳階級別人口の構成比の推移と推計

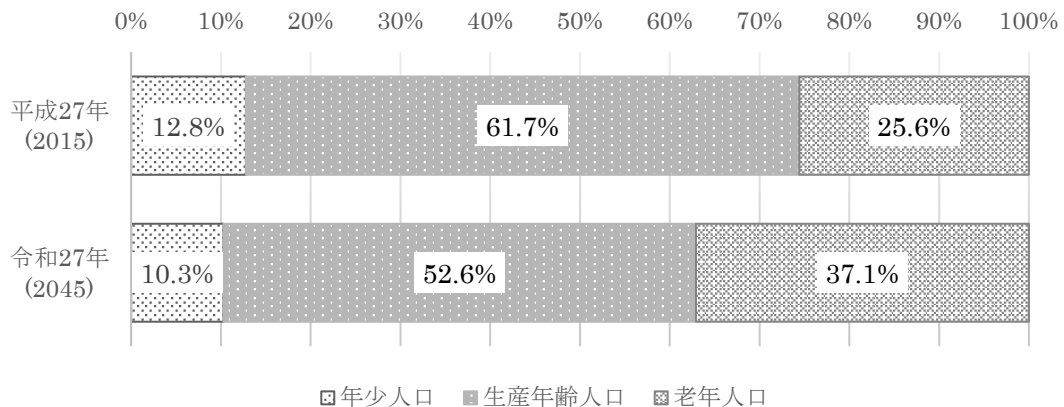


出典：総務省「国勢調査」平成27(2015)年
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」平成30(2018)年

(3) 年齢3区分別人口の構成比の推移と推計

- 本市の年齢3区分別人口をみると、平成27(2015)年は年少人口が12.8%、生産年齢人口が61.7%、老年人口が25.6%となっていますが、令和27(2045)年は年少人口が10.3%、生産年齢人口が52.6%と減少し、老年人口が37.1%と増加することが推計されます。

図表6 年齢3区分別人口の構成比の推移と推計



出典：総務省「国勢調査」平成27(2015)年

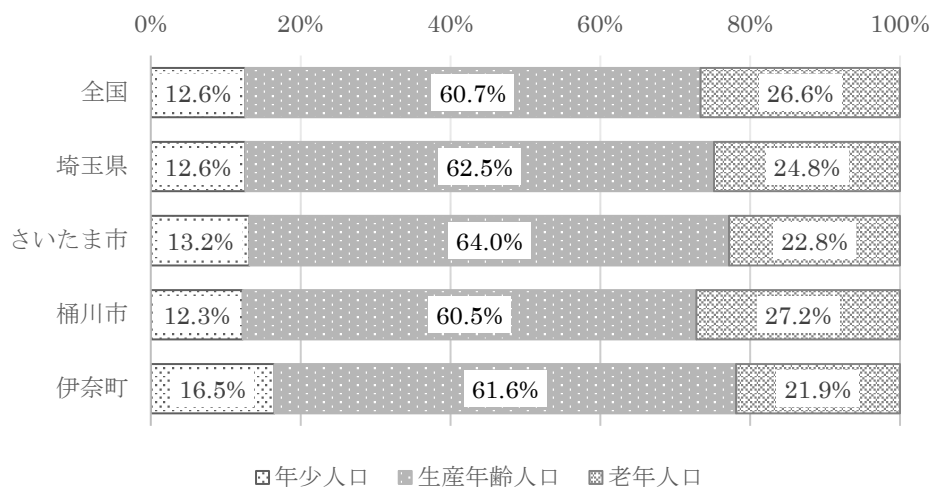
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」平成30(2018)年

※図表3(P.5)とは年齢不詳者が含まれていないため構成比が異なります

(参考) 他市町村年齢3区分人口の構成比

- 県全体では、年少人口が12.6%、生産年齢人口が62.5%、老年人口が24.8%で、上尾市と大きな差異はありません。

図表7 他市町年齢3区分人口の構成比(平成27(2015)年)

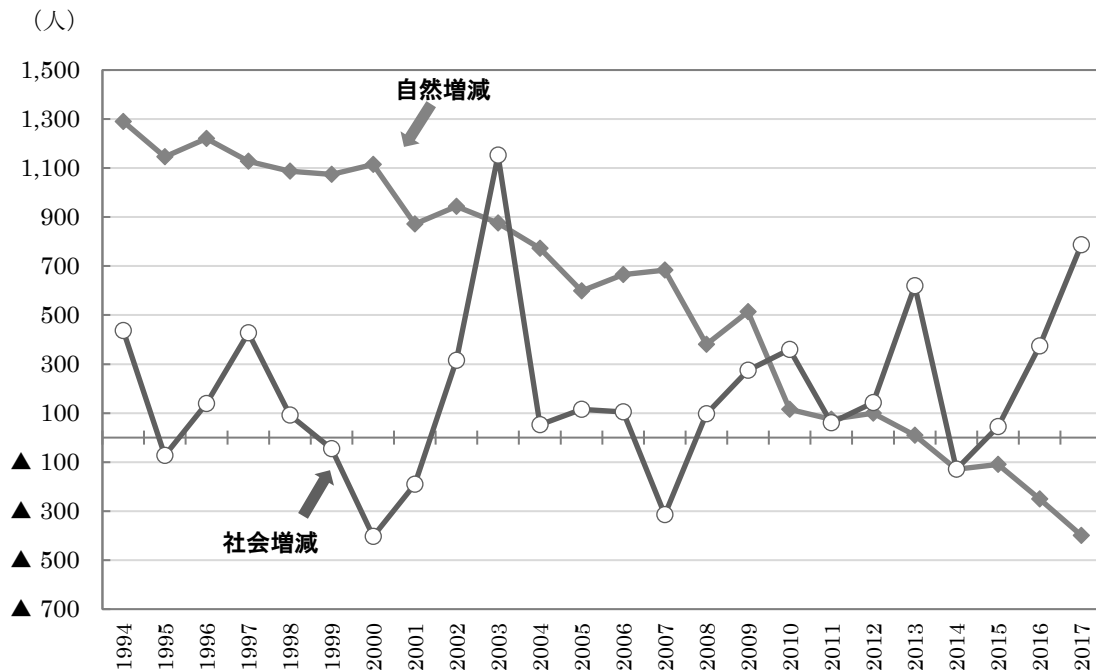


出典：総務省「国勢調査」平成27(2015)年

(4) 人口動態の推移

- 本市の人口動態の推移をみると、平成 26 (2014) 年以降は死亡者数が出生者数を上回る自然減の傾向が続いています。
- 一方、社会増減については、年によって大きく異なるものの、おおむね転入者数が転出者数を上回る社会増の傾向が続いています。

図表 8 自然増減・社会増減の推移



| 年 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 出生者数 | 2,216 | 2,152 | 2,176 | 2,143 | 2,124 | 2,192 | 2,241 | 2,067 | 2,114 | 2,083 | 2,064 | 1,953 |
| 死亡者数 | 926 | 1,006 | 956 | 1,016 | 1,037 | 1,118 | 1,127 | 1,196 | 1,171 | 1,207 | 1,292 | 1,355 |
| 自然増減 | 1,290 | 1,146 | 1,220 | 1,127 | 1,087 | 1,074 | 1,114 | 871 | 943 | 876 | 772 | 598 |
| 転入者数 | 11,917 | 11,615 | 11,444 | 11,457 | 10,615 | 10,849 | 10,168 | 10,314 | 10,141 | 10,933 | 9,893 | 9,872 |
| 転出者数 | 11,481 | 11,688 | 11,305 | 11,030 | 10,523 | 10,894 | 10,571 | 10,504 | 9,826 | 9,781 | 9,840 | 9,757 |
| 社会増減 | 436 | ▲73 | 139 | 427 | 92 | ▲45 | ▲403 | ▲190 | 315 | 1,152 | 53 | 115 |

| 年 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出生者数 | 2,031 | 2,063 | 1,875 | 1,948 | 1,738 | 1,762 | 1,754 | 1,768 | 1,742 | 1,732 | 1,622 | 1,533 |
| 死亡者数 | 1,366 | 1,380 | 1,495 | 1,434 | 1,623 | 1,687 | 1,654 | 1,758 | 1,871 | 1,842 | 1,872 | 1,932 |
| 自然増減 | 665 | 683 | 380 | 514 | 115 | 75 | 100 | 10 | ▲129 | ▲110 | ▲250 | ▲399 |
| 転入者数 | 9,786 | 9,429 | 9,159 | 9,240 | 8,854 | 8,691 | 8,989 | 9,555 | 8,627 | 9,099 | 9,299 | 9,544 |
| 転出者数 | 9,681 | 9,743 | 9,062 | 8,965 | 8,495 | 8,631 | 8,846 | 8,935 | 8,756 | 9,054 | 8,925 | 8,757 |
| 社会増減 | 105 | ▲314 | 97 | 275 | 359 | 60 | 143 | 620 | ▲129 | 45 | 374 | 787 |

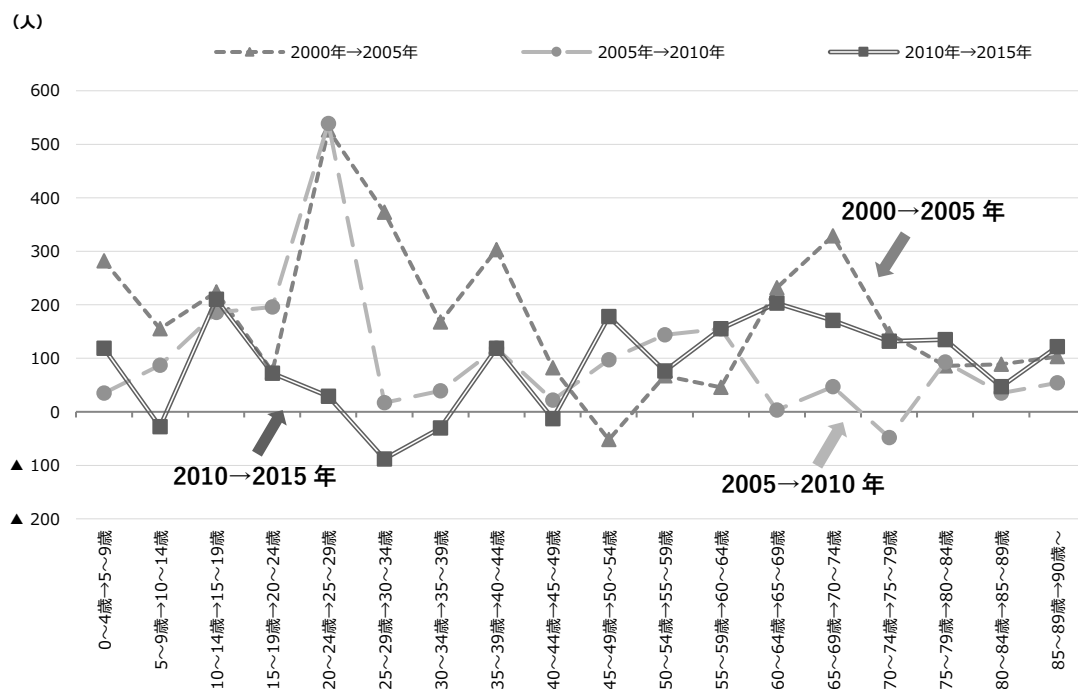
出典：上尾市「住民基本台帳」各年

(5) 年齢階級別純移動数の推移

- 年齢階級別の純移動数（転入者数と転出者数の差）の推移をみると、平成 12（2000）年～平成 22（2010）年は、40 歳未満の階級の人口増加が顕著でしたが、平成 22（2010）年～平成 27（2015）年の 5 年間では、この階級の増加が小幅に転じています。また、25～29 歳、30～34 歳については、平成 12（2000）年～平成 22（2010）年は、純移動数がプラスにとどまっていたましたが、平成 22（2010）年～平成 27（2015）年は、マイナスとなっています。全体として、若い世代の流入が減ってきていると考えられます。
- 一方、45 歳以上の階級の人口については、平成 22（2010）年～平成 27（2015）年ほどの年代でも純移動数がプラスになっているほか、60 歳以上の階級の人口は、いずれの年代も平成 17（2005）年～平成 22（2010）年の純移動数を上回っており、高齢者を中心に流入が増えていると考えられます。

図表 9 年齢階級別純移動数の推移

(例) 平成 12(2000)年～平成 17(2005)年の間には、0～4 歳の集団は 5～9 歳の集団になります（0～4 歳→5～9 歳）。折れ線は、その期間における当該集団の純移動数を示しています。

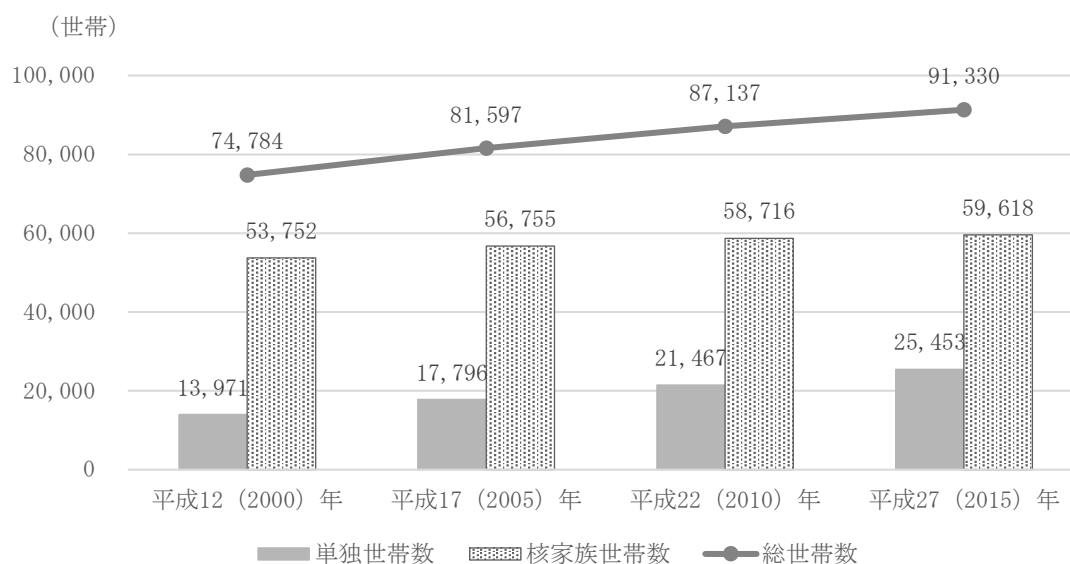


出典：総務省「国勢調査」平成 27（2015）年

(6) 世帯数の推移

- 本市の世帯数は、平成12(2000)年時点では74,784世帯でしたが、平成27(2015)年には91,330世帯となっており、増加傾向にあります。また、内訳を見ると、単独世帯数、核家族世帯数ともに増加しています。

図表10 世帯数の推移

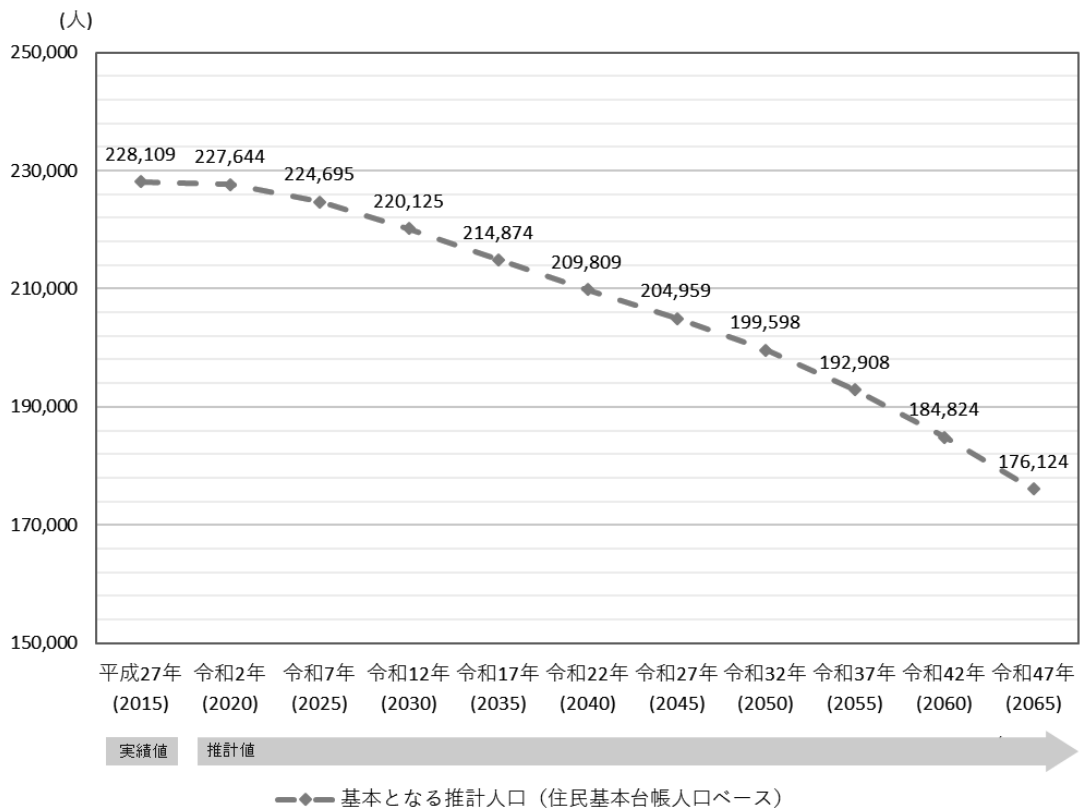


出典：総務省「国勢調査」各調査年

2 将来人口の推計

- 使用するデータは、住民基本台帳が行政サービスを受けるための基本的な条件となることや、国勢調査に比べ最新のデータであること等を踏まえ、住民基本台帳人口を使用しています。
- 将来展望人口の推計に先立ち、ここでは、基本となる推計（住民基本台帳人口ベース）を示します。この推計は、1－(1)で示した社人研推計（国勢調査ベース）に準拠し、住民基本台帳人口ベースで再推計したものです。
- 具体的には、第1期上尾市長期ビジョンが住民基本台帳人口ベースで算出されていることから基準人口を国勢調査ベースから住民基本台帳ベースに置き換え、かつ、合計特殊出生率・純移動率といった仮定値は社人研推計と同じ値を用い、令和47（2065）年まで推計したものとなっています。
- その結果、本市の人口は、平成27（2015）年の228,109人が、令和27（2045）年に204,959人に減少するものと見込まれます。

図表 11 基本となる推計（住民基本台帳人口ベース）



住民基本台帳人口（平成27（2015）年10月1日）を基準人口とし、社人研推計の仮定値を用い再推計

第3章 本市の将来展望

1 将来展望

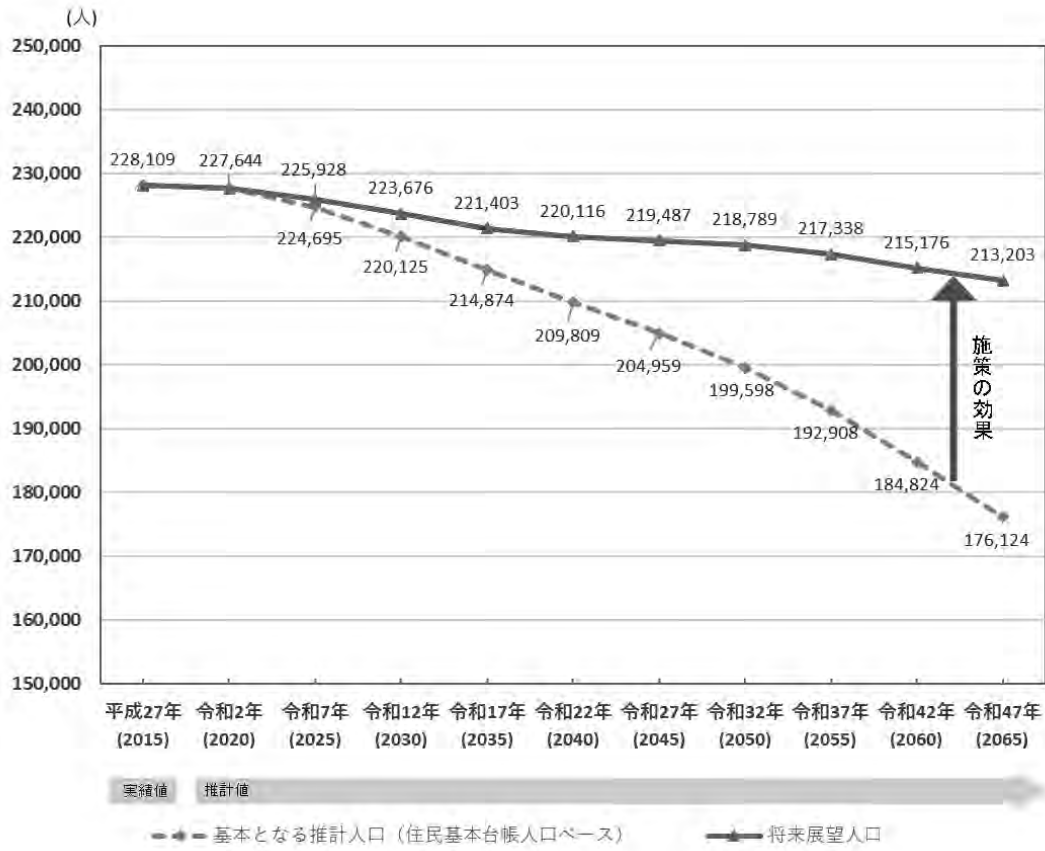
(1) 本市の将来展望人口

- ここでは、前章に示した「基本となる推計（住民基本台帳人口ベース）」の結果を踏まえ、上尾市の将来を展望した推計結果を示します。具体的には、合計特殊出生率が令和27（2045）年までに2.07に回復すると仮定した推計を行います。
- 結婚や出産はあくまで個人の自由な意思によるものであり、行政の施策によって直接的に合計特殊出生率を向上させるものとはいえません。しかしながら、国・県の総合戦略並びに本戦略における、少子化対策に関する施策の展開によって、まずは市民の出産の希望が実現し、次に、令和27（2045）年までに、合計特殊出生率が「国の長期ビジョン（令和元年改訂版）」に示された水準である2.07に回復するものと仮定します。
- この将来展望による人口推計では、令和27（2045）年の人口は219,487人となり、前章に示した基本となる推計（住民基本台帳人口ベース）と比較して、人口減少が緩和するものと見込まれます。

図表 12 将来展望による人口（令和27（2045）年）

| | | 総人口 | 年少人口 | 生産年齢人口 | 老年人口 |
|-----|---------|------------------|-------------------|-----------------|-----------|
| 第2期 | 基本となる推計 | 204,959 | 21,170 | 108,552 | 75,237 |
| | 将来展望推計 | 219,487 | 31,942 | 112,308 | 75,237 |
| | 比較（増加率） | 14,528 (7.1%) | 10,772 (50.9%) | 3,756 (3.5%) | 0 (0%) |

図表 13 将来展望人口の推計



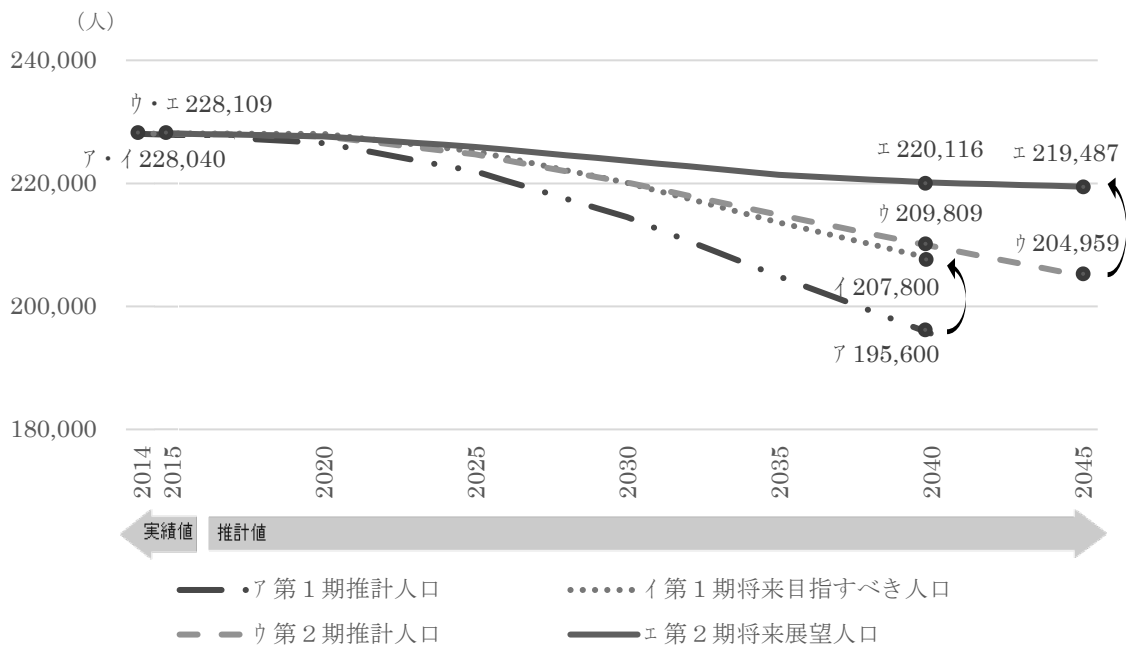
(2) 第1期上尾市長期ビジョンとの比較

- 第1期上尾市長期ビジョンにおける推計結果と、第2期上尾市長期ビジョン(本ビジョン)における推計結果を、令和22(2040)年時点で比較します。
- 次のとおり、第2期上尾市長期ビジョンにおける推計では総人口が上方修正される結果となっています。

図表14 第1期上尾市長期ビジョンとの比較(令和22(2040)年)

| | | 総人口 | 年少人口 | 生産年齢人口 | 老年人口 |
|-----|-----------|------------------|------------------|-----------------|---------------|
| 第1期 | 推計人口 | 195,600 | 19,700 | 108,700 | 67,200 |
| | 将来目指すべき人口 | 207,800 | 26,800 | 113,700 | 67,300 |
| | 比較(増加率) | 12,200 (6.2%) | 7,100 (36.0%) | 5,000 (4.6%) | 100 (0.1%) |
| 第2期 | 基本となる推計人口 | 209,809 | 21,811 | 114,288 | 73,710 |
| | 将来展望人口 | 220,116 | 30,824 | 115,582 | 73,710 |
| | 比較(増加率) | 10,307 (4.9%) | 9,013 (41.3%) | 1,294 (1.1%) | 0 (0%) |

図表15 本市の人口の推移と長期的な見通し(まとめ)



(参考) 人口を推計するにあたっての仮定値等の設定

- 推計にあたっては、将来人口に大きな影響を及ぼす「合計特殊出生率」と「純移動率」に着目するものとし、双方を個別にシミュレーションできる「コーホート要因法」を用いています。(図表 19 参照 (P. 19))
- なお、第 2 期上尾市長期ビジョンの推計においては、仮定値のうち「生残率」「0～4 歳性比」については、本市独自の施策投入によって変化を促せる余地が少ないと考えられるため、社人研仮定値(平成 30(2018)年推計)を採用しています。

図表 16 人口推計にあたっての仮定値等の設定

| | | ①基準人口 | ②合計特殊出生率 | ③純移動率 |
|-------|-----------------|-------------------------------|--|---|
| 第 1 期 | 推計人口における推計 | 平成 26 (2014) 年 10 月 1 日住民基本台帳 | 平成 26 (2014) 年の子ども女性比の実績値 0.18297 が維持されると仮定 | 平成 11 (1999) 年～平成 26 (2014) 年の男女別・年齢別純移動率を算出し、この間の増減率に基づいて推計 |
| | 将来目指すべき人口における推計 | | 令和 26 (2044) 年に子ども女性比が 0.2559 になると仮定 | 上記をベースに、純移動率がマイナスとなっている男性の 30 歳代前半・40 歳代前半、女性の 20 歳代後半・30 歳代前半について、純移動率がゼロに向かう(転入者数と転出者数が均衡に向かう)と仮定 |
| 第 2 期 | 基本となる推計 | 平成 27 (2015) 年 10 月 1 日住民基本台帳 | (平成 27 (2015) 年推計)の合計特殊出生率の実績値 1.43 が、社人研仮定値(平成 30 年推計)のとおり令和 27 (2045) 年に 1.36 になると仮定 | 社人研仮定値(平成 30 (2018) 年推計)を採用 |
| | 将来展望人口推計 | | 平成 27 (2015) 年の合計特殊出生率の実績値 1.43 が、令和 27 (2045) 年に 2.07 になると仮定 | 同上 |

①基準人口の考え方

本市における総人口等を推計するにあたり、住民基本台帳人口を用います。

②合計特殊出生率の考え方

合計特殊出生率とは、女性が一生の間に産む子どもの数のことをいいます。第2期上尾市長期ビジョンでは、国の長期ビジョン（令和元年改訂版）における考え方を踏まえ、令和27（2045）年に人口置換水準2.07に回復するものと仮定しています。

なお、第1期上尾市長期ビジョンでは、市町村の合計特殊出生率は年毎の変動が大きいことから、子ども女性比（15～49歳女性人口と0～4歳人口の比）を代替指標としていました。第2期上尾市長期ビジョンでは、社人研推計並びに埼玉県・県内他市の推計事例に倣い、合計特殊出生率を用いています。

図表 17 合計特殊出生率の考え方

| | | | (基準) | | | |
|-----|-------------|---------|--------------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | H27 2015年 *3 | R12 2030年 | R22 2040年 | R27 2045年 |
| 国 | 目指す方向 *4 | 合計特殊出生率 | 1.45 | 1.80 | 2.07 | — |
| | | 伸び率 | 1.00 | 1.24 | 1.43 | — |
| 上尾市 | 基本となる推計 | 合計特殊出生率 | 1.43 | 1.35 | 1.36 | 1.36 |
| | 将来展望推計 *5 | 合計特殊出生率 | 1.43 | 1.77 | 2.04 | 2.07 |
| | | 伸び率 | 1.00 | 1.24 | 1.43 | 1.45 |

*3 基準人口と同様に平成27（2015）年の合計特殊出生率を基準とします。

*4 国は、合計特殊出生率を、令和12（2030）年に現在の国民希望出生率である1.80とし、令和22（2040）年に人口置換水準である2.07とすることを目標としています。

*5 本市においても国と同じ伸び率で合計特殊出生率を推移させると、令和27（2045）年に人口置換水準である2.07となります。

・国民希望出生率：（有配偶者割合×夫婦の予定子ども数＋独身者割合

×独身者のうち結婚を希望する者の割合×独身者の希望子ども数）

×離死別等の影響

=（32.0%×2.01人＋68.0%×89.3%×2.02人）×0.955

=1.79

≒1.8程度

③純移動率の考え方

ここでいう純移動率とは、ある年の母集団の数に対する、5年間の純移動数（転入者数と転出者数の差）の割合を示す値です。下表の場合、例えば0～4歳→5～9歳、→令和2（2020）年の欄は、「平成27（2015）年に0～4歳であった市民の場合、平成27（2015）年～令和2（2020）年の5年間における純移動率は0.01352、つまり1.352%の増加（＝転入超過）となっている」と理解できます。

社人研の仮定値（平成30（2018）年推計）をみると、本市における令和27（2045）年の純移動率はいずれの年齢階級でもおおむねプラスの数値（＝転入超過）となっていることから、これを維持することとします。

図表18 社人研仮定値（平成30（2018）年推計）における本市の純移動率

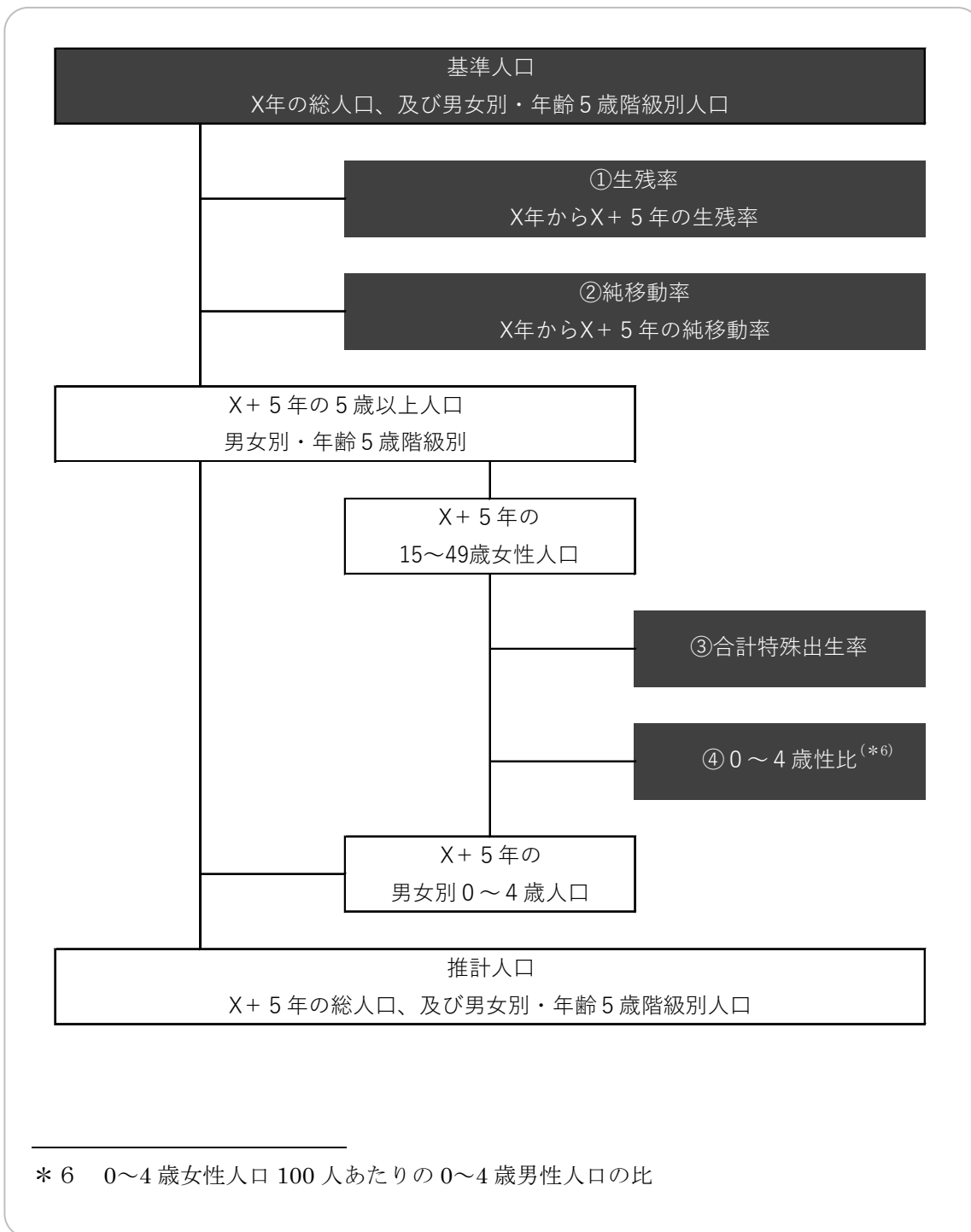
純移動率・男

| | →2020年 | →2025年 | →2030年 | →2035年 | →2040年 | →2045年 |
|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 0～4歳→5～9歳 | 0.01352 | 0.01886 | 0.02515 | 0.03179 | 0.03769 | 0.04283 |
| 5～9歳→10～14歳 | ▲0.00569 | ▲0.00338 | ▲0.00224 | ▲0.00074 | 0.00080 | 0.00214 |
| 10～14歳→15～19歳 | 0.00916 | 0.01066 | 0.01252 | 0.01348 | 0.01475 | 0.01591 |
| 15～19歳→20～24歳 | 0.01113 | 0.01466 | 0.02031 | 0.03033 | 0.03257 | 0.03520 |
| 20～24歳→25～29歳 | 0.03277 | 0.03255 | 0.03969 | 0.05261 | 0.07576 | 0.08240 |
| 25～29歳→30～34歳 | 0.02382 | 0.03064 | 0.02738 | 0.03109 | 0.03789 | 0.05172 |
| 30～34歳→35～39歳 | 0.00882 | 0.01800 | 0.02242 | 0.01949 | 0.02071 | 0.02369 |
| 35～39歳→40～44歳 | 0.00711 | 0.01145 | 0.01508 | 0.01846 | 0.02002 | 0.02242 |
| 40～44歳→45～49歳 | ▲0.00458 | ▲0.00387 | ▲0.00155 | 0.00068 | 0.00252 | 0.00323 |
| 45～49歳→50～54歳 | 0.00282 | 0.00330 | 0.00943 | 0.01362 | 0.01455 | 0.01163 |
| 50～54歳→55～59歳 | 0.00711 | 0.00427 | 0.00394 | 0.00832 | 0.01148 | 0.01211 |
| 55～59歳→60～64歳 | 0.01469 | 0.01714 | 0.01501 | 0.01410 | 0.01857 | 0.02215 |
| 60～64歳→65～69歳 | 0.00851 | 0.01292 | 0.01433 | 0.01267 | 0.01195 | 0.01531 |
| 65～69歳→70～74歳 | 0.00653 | 0.00506 | 0.00789 | 0.01113 | 0.01185 | 0.01106 |
| 70～74歳→75～79歳 | 0.00784 | 0.00927 | 0.00657 | 0.00939 | 0.01232 | 0.01289 |
| 75～79歳→80～84歳 | 0.00657 | 0.00639 | 0.01529 | 0.01186 | 0.01445 | 0.01366 |
| 80～84歳→85～89歳 | 0.00026 | ▲0.00949 | ▲0.00999 | 0.00170 | ▲0.00376 | ▲0.00020 |
| 85歳以上→90歳以上 | 0.05245 | 0.03451 | 0.01835 | 0.01482 | 0.02782 | 0.00683 |

純移動率・女

| | →2020年 | →2025年 | →2030年 | →2035年 | →2040年 | →2045年 |
|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 0～4歳→5～9歳 | 0.02150 | 0.02837 | 0.03482 | 0.04162 | 0.04761 | 0.05280 |
| 5～9歳→10～14歳 | 0.00204 | 0.00443 | 0.00618 | 0.00807 | 0.01000 | 0.01167 |
| 10～14歳→15～19歳 | 0.01432 | 0.01565 | 0.01669 | 0.01787 | 0.01890 | 0.01979 |
| 15～19歳→20～24歳 | 0.01062 | 0.01565 | 0.02478 | 0.02961 | 0.03220 | 0.03530 |
| 20～24歳→25～29歳 | 0.01177 | 0.00319 | 0.01369 | 0.03330 | 0.04480 | 0.05110 |
| 25～29歳→30～34歳 | ▲0.00007 | 0.00625 | ▲0.00207 | 0.00487 | 0.01726 | 0.02581 |
| 30～34歳→35～39歳 | ▲0.00001 | 0.01274 | 0.01938 | 0.01446 | 0.01730 | 0.02250 |
| 35～39歳→40～44歳 | 0.00358 | 0.00897 | 0.01418 | 0.01827 | 0.01984 | 0.02159 |
| 40～44歳→45～49歳 | 0.00148 | 0.00413 | 0.00708 | 0.01004 | 0.01237 | 0.01326 |
| 45～49歳→50～54歳 | 0.01254 | 0.01227 | 0.01967 | 0.02307 | 0.02572 | 0.02318 |
| 50～54歳→55～59歳 | ▲0.00226 | ▲0.00295 | ▲0.00305 | 0.00207 | 0.00586 | 0.00650 |
| 55～59歳→60～64歳 | ▲0.00099 | 0.00351 | 0.00312 | 0.00298 | 0.00789 | 0.01166 |
| 60～64歳→65～69歳 | 0.00113 | 0.00334 | 0.00741 | 0.00752 | 0.00725 | 0.01169 |
| 65～69歳→70～74歳 | 0.00893 | 0.00808 | 0.01000 | 0.01326 | 0.01611 | 0.01631 |
| 70～74歳→75～79歳 | 0.00125 | 0.00610 | 0.00537 | 0.00730 | 0.00959 | 0.00810 |
| 75～79歳→80～84歳 | ▲0.00348 | ▲0.00777 | ▲0.00051 | ▲0.00139 | 0.00559 | 0.00349 |
| 80～84歳→85～89歳 | ▲0.00745 | ▲0.02431 | ▲0.03105 | ▲0.02009 | ▲0.02266 | ▲0.01251 |
| 85歳以上→90歳以上 | 0.03713 | 0.02310 | 0.00237 | ▲0.00621 | 0.00473 | ▲0.01379 |

図表 19 (参考) コーホート要因法の手順 (丸数字は仮定値)



* 6 0~4歳女性人口100人あたりの0~4歳男性人口の比

(3) 目指す方向性

- 「(1) 本市の将来展望人口 (P. 13)」で設定した将来展望人口を達成するためには、次のような内容を実施する必要があります。

①子ども（年少人口）の増加

本市の将来を担う子どもたちを増やすためには、子どもたちが健やかに育つ環境が重要です。子どもたちが健やかに育つ環境を整備するとともに、子どもが持つ可能性を広げるべく、学習意欲のさらなる向上を図るなど、本市で育った子どもたちが、本市に誇りや愛着を持ち、成人後も末永く本市に継続居住するような取組を進めます。

②子育て世代（生産年齢人口）の転入、定住の促進

働き、出産・子育てし、地域活動で貢献するなど、本市の中核を担う生産年齢人口の増加を図るためには、①に示すような子どもを育てやすい環境も重要ですが、若い世代の希望がかなうような、結婚・出産・子育て環境の充実も重要です。特に、子育て世代が安心して出産・子育てできる、子育てしやすいまちづくりを進め、市外からの転入の増加、市外への転出の減少を目指します。

③まちの魅力と安全な暮らしの推進

本市への定住や市外からの転入を促進するためには、まちの魅力と安全な暮らしの推進が重要です。市のイメージや知名度を高めるシティセールスを行うほか、若年期から高齢期までのライフステージに応じて、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

また、安全な暮らしを維持するために、行政による「公助」に加え、自分の身は自分で守る「自助」、自主防災組織の強化など地域の支え合いを基盤とした「共助」や、新型コロナウイルス感染症といった新たな感染症の発生・拡大した際の迅速で的確な感染症対策が重要であり、地域全体で安心・安全な環境づくりを進めます。

さらに、公共施設の相互利用や公共交通環境のさらなる利便性の向上を図ることで定住人口を確保、市外からの転入増を目指します。

2 基本目標

- 将来展望人口の達成に向け、「(3) 目指す方向性」(P.20)」を実現させるため、併せて国の目指す基本目標の方向性とも整合をとりつつ、基本目標を下記のとおり定めます。

①活力にあふれたにぎわいあるまちづくり

就職のために市外に転出する人を減らし、また本市に転入し市内で就職する人を増やすためには、市内で雇用機会を拡充することが必要です。雇用機会を拡充するためには、本市が持つ既存の資源を十分に活用して、地域産業の活性化を図るとともに、創業の支援、多様な産業振興施策を実施することにより、本市の産業界全体の底上げを図り、安定した雇用の創出を目指します。

②明日を担う人が育つまちづくり

本市の将来を担う子どもを増やすため、結婚したい、子どもを持ちたいと願う市民を応援するほか、保育環境の整備に取り組むとともに、地域全体で子育て世代を支援する体制づくりを行うなど、子育て世代が安心して結婚・出産・子育てできる環境づくりを進めます。

併せて、本市で生まれた子どもたちが健やかに成長し、地域社会を支える人材となるよう、また、子育て世代の市外からの転入を増加させ、市外への転出を減少させるためにも、子どもの可能性を広げる教育活動に取り組み、学力の向上につなげます。

③魅力があり安心して暮らすことができるまちづくり

本市への定住や市外からの転入を促進するために、まちの魅力を積極的に発信します。

また、市民が健康づくりやスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境づくりを推進します。

さらに、台風の大型化やゲリラ豪雨の増加などの風水害のリスクや、新型コロナウイルス感染症などの感染症リスクが高まる中、本市への定住や市外からの転入を促進するためにも、これまで以上に防災意識を高め、「自助」「共助」「公助」の意識を持った対策、感染拡大防止策に取り組みます。

併せて、公共交通のさらなる利便性の向上を図ることで魅力あるまちづくりに取り組みます。

第2期上尾市地域創生総合戦略

1 第2期地方版総合戦略策定の背景と目的

(1) 第1期上尾市地域創生総合戦略の成果

上尾市地域創生総合戦略（以下、「第1期上尾市総合戦略」という。）では、平成27（2015）年12月の策定以降、3つの目指す将来の姿として、子ども（年少人口）の増加「子どもたちが生き生き」、子育て世代（生産年齢人口）の流入、定住の促進「パパ・ママが生き生き」、高齢世代（老年人口）の健康寿命の延伸「グランパ・グランマが生き生き」のもと、3つの基本目標「安定した雇用を創出する」、「出産・子育ての希望をかなえる」、「健やかなくらしを守り、魅力あるまちを創る」を設定し、経済の活性化や魅力の創造・発信、子育て世代の支援、良好な住環境整備、健康づくりの推進などに取り組んできました。

その結果、数値目標については、市内法人の従業者数はほぼ現状を維持し、転入超過の数は目標値を上回る傾向が続いているなど一定の取組効果がみられることから、基本目標の実現に向けて着実に進捗していると評価することができます。

一方で、年少人口の減少傾向が続いており、子育て・教育環境の充実の分野などで、より一層の施策推進が必要となっています。

なお、総合戦略は、中・長期にわたる人口減少に歯止めをかけて地域に活力を取り戻していくために、第1期上尾市総合戦略の取組を総合的・継続的に推進していくことが重要となります。

図表 20 平成 31 (2019) 年度までの進捗状況

| | | 効果検証 | | | | | |
|--------------------------|--------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----|
| | | 平成27年度 (2015) | 平成28年度 (2016) | 平成29年度 (2017) | 平成30年度 (2018) | 平成31年度 (2019) | |
| 基本目標 | 数値目標 | | | | | | |
| 1 安定した雇用を創出する | 市内法人の従業者数 | 56,965人 目標値 【58,389人】 | 56,821人 目標値 【58,792人】 | 56,565人 目標値 【59,194人】 | 56,357人 目標値 【59,597人】 | 56,889人 目標値 【60,000人】 | |
| | 基本方向 | 重点施策 | 重要業績評価指標(KPI) | | | | |
| (1)雇用を創出するまちづくり | ①産業の活性化 | 法人市民税額 | — | 遅れ | 順調 | 順調 | 順調 |
| | | 農商工観ポータルサイトアクセス数 | 遅れ | 遅れ | 遅れ | 順調 | 順調 |
| | ②民間事業者等の積極的な活用 | 新たに民間事業者等に委託した事務事業数 | 遅れ | 遅れ | 遅れ | 遅れ | 順調 |
| 基本目標 | 数値目標 | | | | | | |
| 2 出産・子育ての希望をかなえる | 年少人口 | 29,384人 目標値 【29,496人】 | 28,886人 目標値 【29,138人】 | 28,377人 目標値 【28,781人】 | 27,950人 目標値 【28,423人】 | 27,534人 目標値 【28,065人】 | |
| | 子育て支援の満足度 | — | — | — | 75% 目標値 【70%】 | — | |
| 基本方向 | 重点施策 | 重要業績評価指標(KPI) | | | | | |
| (1)子育てしやすいまちづくり | ①“妊活から出産”までの継続的な応援 | 出生者数 | 順調 | 遅れ | 遅れ | 遅れ | 遅れ |
| | ②子育て施設・環境の整備 | 保育施設定員数 | 順調 | 順調 | 順調 | 順調 | 遅れ |
| | ③地域全体での子育て世代の支援 | 地域子育て支援拠点利用者の延べ人数 | 順調 | 順調 | 遅れ | 遅れ | 遅れ |
| (2)子どもが健やかに育つことができるまちづくり | ①子どもの可能性を広げる | 児童・生徒・保護者の学校満足度 | 遅れ | 遅れ | 遅れ | 遅れ | 遅れ |
| | ②地域と一体で学校を応援 | 学校応援団の延べ活動日数 | 順調 | 順調 | 遅れ | 遅れ | 遅れ |
| 基本目標 | 数値目標 | | | | | | |
| 3 健やかなくらしを守り、魅力あるまちを創る | 転入超過の数(H27からの累計) | 45人 目標値 【419人】 | 419人 目標値 【838人】 | 1,206人 目標値 【1,257人】 | 1,768人 目標値 【1,676人】 | 2,581人 目標値 【2,095人】 | |
| | 定住意向の割合 | — | — | — | 66.4% 目標値 【70%】 | — | |
| 基本方向 | 重点施策 | 重要業績評価指標(KPI) | | | | | |
| (1)安心で良好な住環境のまちづくり | ①安心でのびのびと子どもが育つ環境の整備 | 土地区画整理事業により形成した住宅地へ定住した子育て世帯数 | 順調 | 順調 | 順調 | 順調 | 順調 |
| | | 住環境に対する子育て世帯の満足度 | — | 順調 | 順調 | — | — |
| | ②快適に通勤通学ができる環境の整備 | 鉄道事業者への要望に対し改善が図られた数 | 順調 | 順調 | 順調 | 順調 | 順調 |
| (2)第二の人生を謳歌できるまちづくり | ①健康づくりの推進 | 自転車レーンの整備延長 | 順調 | 遅れ | 遅れ | 遅れ | 遅れ |
| | | 胃がん検診受診者数 | 順調 | 遅れ | 遅れ | 遅れ | 遅れ |
| | | 肺がん・結核検診受診者数 | 順調 | 遅れ | 遅れ | 遅れ | 遅れ |
| | | 後期高齢者健康診査受診率 | 遅れ | 遅れ | 遅れ | 遅れ | 遅れ |
| | アッピー元気体操参加者数 | 遅れ | 遅れ | 遅れ | 遅れ | 遅れ | |
| | ②生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動の推進 | 60歳以上の図書館における図書館貸出利用者数 | 順調 | 遅れ | 遅れ | 遅れ | 遅れ |
| 公民館における健康・スポーツ関連講座の参加者数 | | 遅れ | 遅れ | 順調 | 順調 | 順調 | |

（２）策定の背景

国は、急速に進む少子高齢化・人口減少に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成 26（2014）年 9 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、同年 12 月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、令和元（2019）年 12 月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」及び「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「国の第 2 期総合戦略」という。）を閣議決定しました。

これらを踏まえ、都道府県と市町村においても、人口の現状と将来の展望を示す「地方人口ビジョン」及び地域の実情に応じた今後 5 か年の施策の方向を示す「第 2 期地方版総合戦略」を策定するよう努めることとされ、国と地方が総力を挙げて地方創生や人口減少克服に取り組むこととなっています。

（３）目的

第 2 期上尾市地域創生総合戦略（以下、「第 2 期上尾市総合戦略」という。）は、国の第 2 期総合戦略に定める政策の基本目標及び横断的な目標を踏まえ、本市における人口減少対策、まち・ひと・しごと創生の実現に向け、今後特に注力していくべき施策を明らかにすることを目的に策定しました。

前述の第 2 期上尾市地域創生長期ビジョン（以下、「第 2 期上尾市長期ビジョン」という。）において示された今後目指す方向性と人口の将来展望を踏まえ、具体的に推進する施策等を取りまとめたものです。

（４）位置付け

この第 2 期上尾市総合戦略は、中長期的な視点で目指すまちづくりを示す、本市の市政運営の最上位計画である上尾市総合計画との整合性を確保します。

また、第 2 期上尾市長期ビジョンに記載した「将来の人口規模や将来の姿」を実現するため、上尾市総合計画にて中長期的に目指す各種の取組のうち、特に人口減少の緩和に貢献するものや、短期間に集中的に推進することが特に必要かつ有効と考えられる施策に絞ってとりまとめています。

なお、企業版ふるさと納税について、令和 2（2020）年度から制度が見直され、企業版ふるさと納税を実施するために必要な地域再生計画は、地方版総合戦略の抜粋・転記による申請・認定が可能となったため、この第 2 期上尾市総合戦略を活用し実施します。

(5) 横断的な視点

国の第2期総合戦略において横断的な目標を設定したことを踏まえ、本市でも第2期上尾市総合戦略の横断的な視点として、地方創生SDGs^{*7}の実現などの持続可能なまちづくりを踏まえた「持続可能な都市経営」を設定しました。(資料編参照 (P.47))

市民ニーズの多様化・高度化に加え、少子高齢化が進み、時代の流れに合った質の高いサービスの提供が求められている中で、DX^{*8}の推進による、Society5.0^{*9}の実現など情報技術の活用等により市民のニーズに合致したサービスを提供し、信頼を得るための取組をします。

*7 Sustainable Development Goals の略であり、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて採択され、令和12(2030)年までに国際社会全体が取り組む開発目標のこと。「誰一人取り残さない」世界を目指し、17のゴールと169のターゲットから構成されている。(図表21参照 (P.27))

*8 Digital Transformation の略であり、ICT (Information and Communications Technology : 情報通信技術) の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

*9 サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指す。IoT (Internet of Things : モノのインターネットの意) やAIの活用により、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題克服や、新たな価値の創造が期待される。

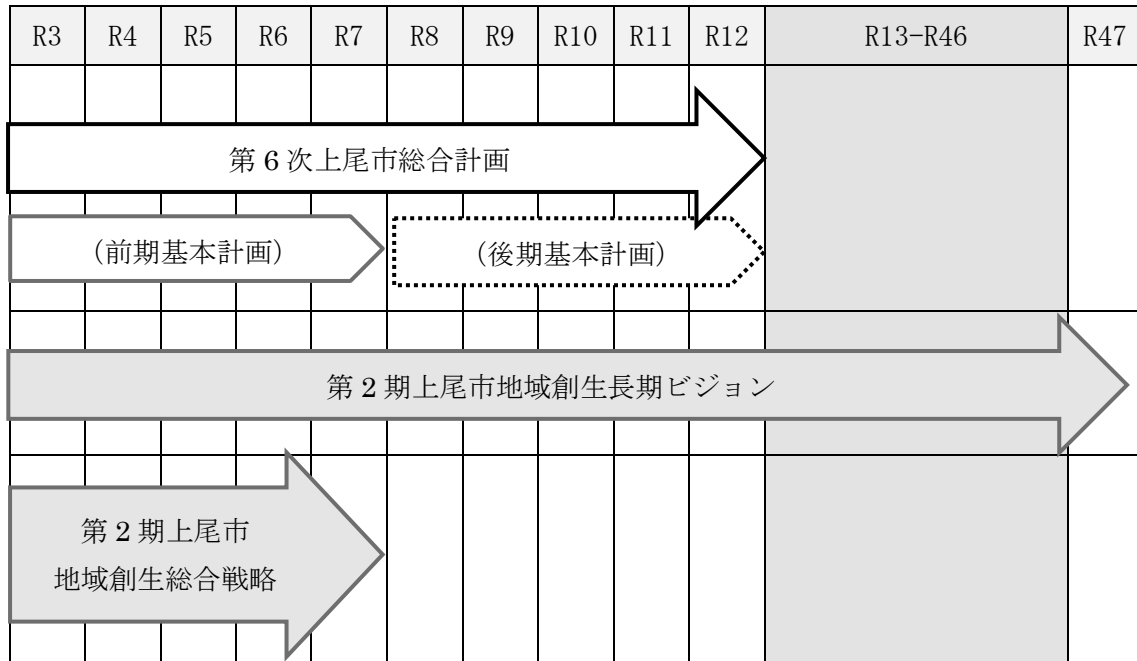
図表 21 SDGs（持続可能な開発目標）

| SDGs の 17 のゴール | | | |
|---|---|---|---|
|  | 1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ |  | 2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する |
|  | 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する |  | 4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する |
|  | 5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る |  | 6 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する |
|  | 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する |  | 8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する |
|  | 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る |  | 10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する |
|  | 11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする |  | 12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する |
|  | 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る |  | 14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する |
|  | 15 陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る |  | 16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する |
|  | 17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する | | |

(6) 計画期間

第2期上尾市総合戦略の計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5か年とします。

図表 22 第2期上尾市総合戦略の計画期間



2 国の第2期総合戦略

国の第2期総合戦略は、国において令和元（2019）年度を初年度とする今後5か年の施策の基本目標や主な施策の方向性、横断的な目標をまとめたものです。

国の第2期総合戦略では、以下のような内容が示されています。

図表 23 「国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の概要

【目指すべき将来】

○将来にわたって「活力ある地域社会」の実現

①人口減少を和らげる

- ・結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・魅力を育み、ひとが集う

②地域の外から稼ぐ力を高めるとともに、地域内経済循環を実現する

③人口減少に適応した地域をつくる

○「東京圏への一極集中」の是正

【基本目標】

①稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

②地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

③結婚・出産・子育ての希望をかなえる

④ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

【主な施策の方向性】

①地域資源・産業を活かした地域の競争力強化、専門人材の確保・育成
働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保

②地方移住の推進、若者の修学・就業による地方への定着の推進
関係人口の創出・拡大、地方への資金の流れの創出・拡大

③結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立
地域の実情に応じた取組の推進

④質の高い暮らしのためのまちの機能の充実
地域資源を活かした個性あふれる地域の形成
安心して暮らすことができるまちづくり

【横断的な目標】

①多様な人材の活躍を推進する

- ・多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
- ・誰もが活躍する地域社会の推進

②新しい時代の流れを力にする

- ・地域における Society5.0 の推進
- ・地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり

出典：まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）及び第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（概要）

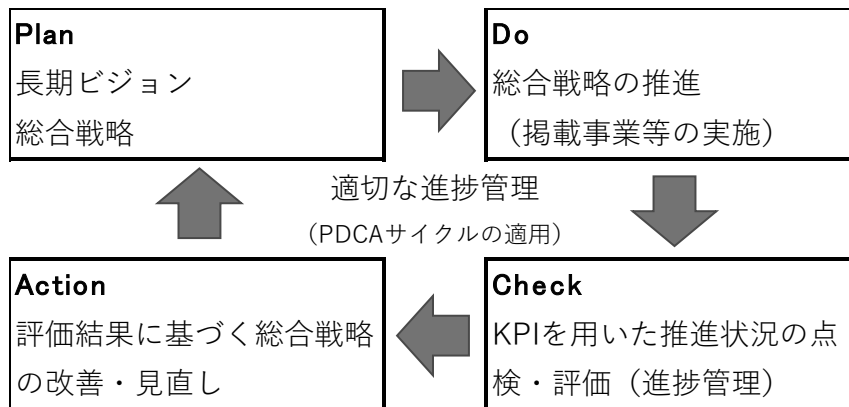
3 第2期上尾市総合戦略の進捗管理

(1) 目標達成に向けた着実な進捗管理

この第2期上尾市総合戦略は、令和3（2021）年度からの5年間に、目指す目標の達成に向け、必要な施策を計画的に展開していきますが、県や周辺自治体の取組との整合も考慮しつつ、刻々と変化する社会経済状況も踏まえ、随時、必要な見直しを行うことも想定しています。

この第2期上尾市総合戦略の推進・目標の達成に向けては、計画期間中の適切な進捗管理（PDCAサイクルの運用）が重要となることから、目標の進捗状況が計れるよう、施策には客観的に検証できる指標（重要業績評価指標（KPI）＝Key Performance Indicators）を設定し、進捗状況を可視化するとともに、その状況によっては、必要に応じ施策や数値目標及び重要業績評価指標（KPI）等を適宜見直し推進していくこととします。

図表24 進捗管理（PDCAサイクル）のイメージ



(2) 進捗管理の体制

進捗管理は、市長以下の部長職などで構成する「上尾市地域創生総合戦略本部」において行うこととし、全庁体制で施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、効果の検証においては、「上尾市地域創生総合戦略審議会」の意見を聴取することにより、客観性、透明性を確保します。

第2章 基本目標

1 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり

就職のために市外に転出する人を減らし、また本市に転入し市内で就職する人を増やすためには、市内で雇用機会を拡充することが必要です。雇用機会を拡充するためには、本市が持つ既存の資源を十分に活用して、地域産業の活性化を図るとともに、創業の支援、多様な産業振興施策を実施することにより、本市の産業全体の底上げを図り、安定した雇用の創出を目指します。

(1) 数値目標

| 指標 | 基準値 | 目標値 |
|-----------|---------------------------|--------------------------|
| 市内法人の従業者数 | 56,889人 (平成31(2019)年度) | 57,300人 (令和7(2025)年度) |

(2) 基本的方向

①雇用の創出

本市の産業は、消費者と生産者が近い「農業」、上尾駅周辺の中心市街地を核とした「商業」、ものづくりの伝統がある「工業」などの“強み”を持っており、それを再確認し、強化・育成することにより、本市の産業界全体の底上げを図り、新たな雇用を創出します。そのためには、既存の産業の自立性と競争力を高めつつ、多様化する消費者ニーズや地域課題への対応に努め、地域経済の活性化を図ります。

また、上尾道路の圏央道接続など交通基盤の強化による産業立地の優位性を生かし、産業振興の在り方を検討するとともに、企業立地の推進を図ります。

②労働環境の充実

社会情勢の変化に伴い、女性や若者、高齢者、障害者、外国人などの社会参加が進む中で、勤労者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できるよう、勤労者の就労や生活の安定のため勤労者福祉の一層の推進、就労を希望する市民に向けた支援に取り組みます。

2 明日を担う人が育つまちづくり

本市の将来を担う子どもを増やすため、結婚したい、子どもを持ちたいと願う市民を応援するほか、保育環境の整備に取り組むとともに、地域全体で子育て世代を支援する体制づくりを行うなど、子育て世代が安心して出産・子育てできる環境づくりを進めます。

併せて、本市で生まれた子どもたちが健やかに成長し、地域社会を支える人材となるよう、また、子育て世代の市外からの転入を増加させ、市外への転出を減少させるためにも、子どもの可能性を広げる教育活動に取り組み、学力の向上につなげます。

(1) 数値目標

| 指標 | 基準値 | 目標値 |
|---------------------------|---|---|
| 年少人口 | 27,285 人 (令和 2 (2020) 年 10 月 1 日) | 26,333 人 (令和 7 (2025) 年度) |
| 学校に行くのは楽しい と答える児童生徒の割合 | 小学校 91.6% 中学校 84.9% (平成 27 (2015) ~ 平成 31 (2019) 年度平均) | 小学校 92.0% 中学校 85.0% (令和 3 (2021) ~ 令和 7 (2025) 年度平均) |

(2) 基本的方向

①結婚・出産・子育て支援の充実

都市間競争の時代、住民が住むまちを選ぶ時代にある中で、その重要な選択肢の一つである「子育てしやすいまち」の実現に向け、結婚支援及び妊活・妊娠から子育てまで継続的な支援に取り組むほか、子育て情報の積極的な情報発信を図るとともに、安心して子どもを預けることができる保育環境を整備するなど、誰もが安心して子どもを産み・育てることができる環境づくりを進めます。

②子どもが健やかに育つことができる環境の整備

次代を担う子どもが心身ともに健やかに育ち、郷土愛を育み、学力の向上が図られることは、誰もが希望するものです。その実現のため、小・中学校の活性化や学力の向上、家庭教育の支援、子どもを応援する活動を行う関連団体の強化について、小・中学校、家庭そして地域が、それぞれの役割を十分に果たしつつ、緊密な連携を図りながら、魅力ある教育環境づくりに取り組みます。

3 魅力があり安心して暮らすことができるまちづくり

本市への定住や市外からの転入を促進するために、まちの魅力を積極的に発信します。

また、市民が健康づくりやスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境づくりを推進します。

さらに、台風の大型化やゲリラ豪雨の増加など、風水害のリスクや新型コロナウイルスなどの感染症リスクが高まる中、本市への定住や市外からの転入を促進するためにも、これまで以上に防災意識を高め、「自助」「共助」「公助」の意識を持った対策、感染拡大防止策に取り組みます。

併せて、公共交通のさらなる利便性の向上を図ることで魅力あるまちづくりに取り組みます。

(1) 数値目標

| 指標 | 基準値 | 目標値 |
|------------|---|--|
| 転入超過の数 | 813人 (平成31(2019)年度) | 1,872人 (令和7(2025)年度) |
| 地域防災訓練の実施率 | 94% (平成31(2019)年度) | 100% (令和7(2025)年度) |
| 健康寿命 | 男性 17.94年 女性 20.36年 (平成30(2018)年) | 男性 19.53年 女性 21.27年 (令和7(2025)年) |

(2) 基本的方向

① 魅力の創出

「広報あげお」、市のホームページのほか、速報性の高いソーシャルメディア等多様な媒体を活用し、発信力の向上を目指します。

誰もがスポーツ・レクリエーションを気軽に親しめる環境づくりを推進します。さらに、いつまでも健康で暮らせるよう、各種検診等の受診率向上を図るとともに、健康づくりや高齢者の介護予防事業を推進します。

② 安心で良好な住環境の整備

防災意識、感染症対策意識を高め、「自助」「共助」「公助」の意識を持った対策として、総合防災訓練や避難所運営訓練等を通じ、自主防災組織をはじめとする市民の防災行動力の向上や防災知識の取得を支援するとともに、その担い手の育成、新しい生活様式を踏まえた取組への転換に努めます。

公共交通のさらなる利便性の向上を図るため、市内循環バス“ぐるっとくん”や市内運行バスの効率的・効果的な運行に努めるほか、民間事業者と連携を図りながら持続可能な公共交通ネットワークとサービスの維持・充実を目指します。

第3章 重点施策

1 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり

(1) 雇用の創出

既存産業の活性化や創業の支援、空き店舗の活用、企業立地の推進等により、新たな雇用に創出します。

①産業の活性化

本市の産業全体の底上げを図ることは、地域経済の安定化や産業競争力の強化につながり、それが新たな雇用に創出し、最終的には本市の定住人口の確保につながることから、農業・商業・工業が持つ“強み”を強化・育成するとともに、交通の利便性を生かした企業立地の推進や創業支援等を実施することにより、新たな雇用の創出を図ります。

【主な取組内容】

地域の産業振興に向けた企業立地を推進するため、農業との調和を図りつつ、上尾道路沿道や広域幹線道路沿いの土地利用を検討します。(行政経営課、商工課、都市計画課、開発指導課)

農地の有効活用により農地を維持するため、農地を借りたい農業者と農地所有者とを結び付ける取組を推進します。(農政課)

地元の農産物への理解を深め、地産地消を推進していくため、あげおアグリフェスタやあげお朝市の開催、農産物直売所の運営支援などを行います。(農政課)

農産物や特産品などのほか、イベントの開催情報や特色ある取組について積極的にPRし、本市の認知度向上を図ります。(農政課、商工課)

国や県、商工会議所、各支援機関等と連携し、中小企業・小規模事業者の経営の安定化を図るさまざまな施策について積極的に情報発信を行います。(商工課)

個別企業に対して伴走型の支援を実施するなど、中小企業サポート事業の充実を図り、市内産業競争力の強化を目指します。(商工課)

【関連する SDGs】



| 重要業績評価指標（KPI） | 基準値 | 目標値 |
|----------------|------------------------------------|---------------------------------|
| 利用権が設定された農地の面積 | 64ha (平成 31 (2019) 年度) | 66ha (令和 7 (2025) 年度) |
| 中小企業サポート件数 | 159 件 (平成 31 (2019) 年度) | 175 件 (令和 7 (2025) 年度) |
| 法人市民税額 | 19 億 2,891 万円 (平成 31 (2019) 年度) | 20 億 300 万円 (令和 7 (2025) 年度) |

(2) 労働環境の充実

勤労者の就労や生活の安定のため、勤労者福祉の一層の推進や就労を希望する市民に向けた支援に取り組みます。

①勤労者・就労支援

就労を希望する市民によって、求められる支援が異なるため、関係機関や団体、関連部署と連携し、適切な支援を行うことが重要です。労働環境の整備や、多様な働き方を推進することで活力にあふれたにぎわいあるまちづくりに取り組みます。

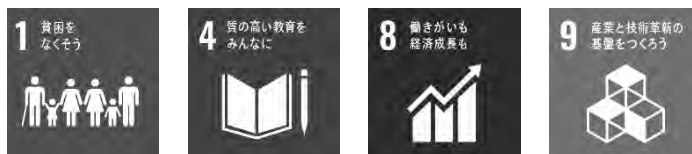
【主な取組内容】

勤労者が安心して働ける労働環境を充実させるため、市内勤労者の福利厚生事業をサポートする上尾市勤労者福祉サービスセンターの運営を支援します。(商工課)

事業者に対して多様な働き方を推進するための情報提供や啓発を行います。(商工課)

希望する市民が就労できるよう、国や県の関係機関等と連携して求職・求人者を対象とした職業相談、職業紹介、職業訓練等の情報提供やセミナーの開催等、就労支援を行います。(商工課)

【関連する SDGs】



| 重要業績評価指標 (KPI) | 基準値 | 目標値 |
|----------------|-------------------------------|------------------------------|
| キャリア形成支援対象者数 | 12,608 人 (平成 31 (2019) 年度) | 13,868 人 (令和 7 (2025) 年度) |

2 明日を担う人が育つまちづくり

(1) 結婚・出産・子育て支援の充実

今後本市の将来を担う生産年齢人口の増加を図るため、子育て世代が安心して結婚・出産・子育てできる、子育てしやすいまちづくりを進め、本市で成人した市民の継続居住、市外からの転入増を目指します。

①結婚支援及び妊活・妊娠から子育てまで切れ目ない支援の充実

結婚を望む市民を応援するとともに、妊活から妊娠、出産、子育て期にわたり切れ目ないサポート体制を充実させ、必要な情報を積極的に発信することや、相談を受け入れることにより、子育て世代の支援に取り組みます。

【主な取組内容】

結婚に関する情報提供等を行います。(子ども支援課)

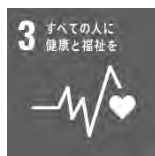
女性が安心して妊娠・出産することができるよう、必要な情報を提供し、妊娠中の健康管理のほか不妊症及び不育症に関する支援を行います。(子ども支援課、子育て支援センター、子ども家庭総合支援センター、健康増進課)

乳幼児が健やかに成長・発達するよう、乳幼児健診等の実施や積極的な育児情報の提供等を行います。(子ども支援課、子育て支援センター、子ども家庭総合支援センター、健康増進課)

育児、家族関係、貧困など子育てについての複合的な問題の解決に向け、子ども家庭総合支援拠点などの相談体制を構築し、一体的に支援します。(子ども支援課、子ども家庭総合支援センター、発達支援相談センター)

あげお版ネウボラ^{*10}で実施している妊娠中の生活から出産、子育て期にわたり切れ目ないサポートを充実させるとともに、男性の育児参加を促進します。(子ども支援課、子育て支援センター、子ども家庭総合支援センター、健康増進課)

【関連する SDGs】



*10 「アドバイスの場所」を意味する、フィンランド発祥の総合的な子育て支援サービス。

| 重要業績評価指標（KPI） | 基準値 | 目標値 |
|---------------------------------|---|--|
| 子育て世代包括支援センター（あげお版ネウボラ）での対応延べ件数 | 窓口 1,672 件 電話 2,182 件 (平成 31 (2019) 年度) | 窓口 2,050 件 電話 2,520 件 (令和 7 (2025) 年度) |

②子育て施設・環境の整備

共働き家庭の増加等、社会構造の大きな変化に伴い、保育所及び放課後児童クラブの需要が急増していることから、ソフト・ハードの両面から待機児童の解消を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けることができる環境を整備します。

【主な取組内容】

教育・保育施設の運営を支援するなど、子どもを預けられる環境の整備・充実を図り、保育を必要とする保護者のニーズに対応します。（保育課）

質の高い保育を提供できるよう、保育人材の確保と資質向上、処遇改善及び保育内容の充実を図ります。（保育課）

公立保育所とつくし学園、発達支援相談センターの一体化した子ども・子育て支援複合施設の整備、運営をします。（保育課、発達支援相談センター）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全育成を図ります。（青少年課）

【関連する SDGs】



| 重要業績評価指標（KPI） | 基準値 | 目標値 |
|-----------------|---------------------------|-------------------------|
| 保育園の待機児童者数 | 15 人 (平成 31 (2019) 年度) | 0 人 (令和 7 (2025) 年度) |
| 放課後児童クラブの待機児童者数 | 0 人 (平成 31 (2019) 年度) | 0 人 (令和 7 (2025) 年度) |

③地域全体での子育て世代の支援

共働き世帯が増加している中であって、地域全体で子育て世代を支援するとともに、誰もが安心して子どもを産み・育てることができるまちづくりに取り組みます。

【主な取組内容】

子育て家庭の育児不安を解消するため、地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンターの活動の充実、関係機関・地域組織と連携した子育てに関する講座や相談等の充実を図ります。(子ども支援課、子育て支援センター、子ども家庭総合支援センター)

児童館においても子育て相談を実施するとともに、子育て中の親子がつどい、遊びなどを通じて楽しみながら交流できる場として、子育て支援事業を実施します。また、年齢に応じた事業を実施するなど、児童館の講座や事業の内容の充実に努めます。(子ども支援課、子育て支援センター、青少年課)

【関連する SDGs】



| 重要業績評価指標 (KPI) | 基準値 | 目標値 |
|----------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 地域子育て支援拠点の利用者数 | 86,165 人 (平成 31 (2019) 年度) | 93,998 人 (令和 7 (2025) 年度) |
| 児童館の利用者数 | 275,014 人 (平成 31 (2019) 年度) | 255,750 人 (令和 7 (2025) 年度) |

(2) 子どもが健やかに育つことができる環境の整備

本市の将来を担う子どもの人口を増やすためには、子どもを産み・育てやすい環境も重要ですが、子どもたちが健やかに育つ教育環境も非常に重要です。

子どもたちが、将来、社会で自立して生きていく上で、学力や体力、望ましい生活習慣や規範意識を確実に身に付けさせるために、学校や家庭、地域が一体となって子どもたちが健やかに育つ環境整備等を行い、それらを通じて子どもたちが本市に誇りや愛着を持ち、成人後も末永く本市に継続居住するようなまちを目指します。

①確かな学力と豊かな心の育成

本市ならではの教育の特色を明確化し、学校の活性化を図り、子どもの学習に対する興味を引き出し、学力の向上につなげていくとともに、子どもの夢の実現を応援し、経済的な理由などにより就（修）学が困難な児童生徒や学生が就（修）学・進学できるよう支援をするなど、子どもの持つ可能性を広げていきます。

【主な取組内容】

経済的な理由などにより就（修）学が困難な児童生徒や学生が就（修）学・進学できるよう、奨学金の貸付等を行います。（教育総務課）

児童生徒一人一人の確かな学力の定着を図るため、客観的・経年的な学力の把握と指導への活用、学校ごとの学力向上プランの作成・実践を進めます。（指導課）

各学校へのアップスマイルサポーター配置によるきめ細かな教育を行います。（学務課）

ICTの活用等によるわかりやすい授業の展開や、論理的思考能力の育成のためのプログラミング教育、メディアリテラシー^{*11}の醸成など、Society5.0時代において必要な能力の育成に努めます。（指導課）

日常的に英語に慣れ親しむ環境づくりや「聞く・読む・話す・書く」の4技能についてバランスの良い育成に努めます。（指導課）

時代や環境に対応した適切な進路指導、発達段階に応じたキャリア教育の実施や職場体験活動を行います。（指導課）

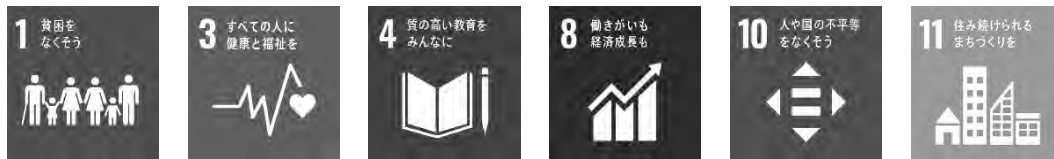
児童生徒に社会性や道徳性を身に付けさせるとともに、多様性を尊重し他者を思いやる心など豊かな心を育む活動の推進を図ります。また、家庭や地域、関係機関と連携した非行・問題行動の防止に取り組みます。（指導課）

「持続可能な社会の創り手」として、新しい時代を切り開いていくために必要なシティズンシップ教育^{*12}を行い、資質・能力の育成に努めます。（指導課）

*11 インターネットやテレビ、新聞などから得た情報を理解し、見極めるとともに、取捨選択しながら活用する能力。

*12 社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付けるために行われる社会形成・社会参加に関する教育。

【関連する SDGs】



| 重要業績評価指標 (KPI) | 基準値 | 目標値 |
|---|-------------------------|------------------------|
| 上尾市学力学習状況調査における市内標準得点（全国標準得点を 50.0 とする） | 51.2 （平成 31（2019）年度） | 52.2 （令和 7（2025）年度） |

②魅力ある学校づくりの推進

子どもの学力の向上に大きな影響を与える家庭教育を支援するとともに、「地域の子どもは地域で育てる」という社会教育の重要性に鑑み、地域に開かれた学校づくりに取り組みます。

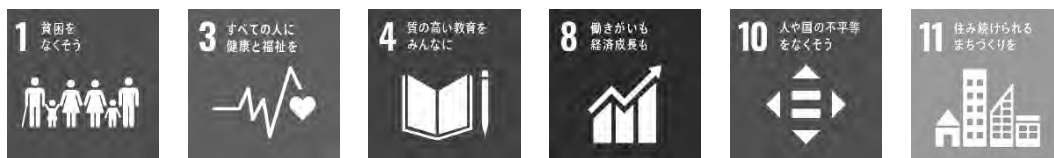
【主な取組内容】

魅力ある学校をつくるため、学校の経営方針や教育指導の重点・努力事項を明確にするるとともに、各小・中学校で教育研究を推進し、創意工夫を生かした教育活動を展開します。（指導課）

市内の全小・中学校が、コミュニティ・スクールとして、地域全体で子どもを育てていく環境を整えます。（指導課）

学校応援団、家庭又は地域との連携、幼保小の連携、中学校区による小中一貫教育の推進を図るとともに、保護者や地域住民が参画しやすい学校づくりに努めます。（指導課）

【関連する SDGs】



| 重要業績評価指標 (KPI) | 基準値 | 目標値 |
|----------------|-----------------------------|----------------------------|
| 学校応援団の延べ活動日数 | 11,302 日 （平成 31（2019）年度） | 15,000 日 （令和 7（2025）年度） |

3 魅力があり安心して暮らすことができるまちづくり

(1) 魅力の創出

多様な媒体を活用し、発信力の向上を目指すことで、本市の定住人口の確保及び関係人口^{*13}の創出・拡大を目指します。

誰もがスポーツ・レクリエーションを気軽に親しめる環境づくりを推進し、地域のスポーツ・レクリエーション活動の活性化を図ることで心身ともに健康の保持増進を図ります。

①魅力の発信

市や市政について広く理解と関心を持ってもらうためには、時代に合った多様な媒体を活用していく必要があります。また、市のイメージや知名度を高めるシティセールスを戦略的に推進していくことで、定住人口の確保及び関係人口の創出・拡大に取り組みます。

【主な取組内容】

多くの人に市や市政への理解と関心を持ってもらうため、ターゲットに応じて「広報あげお」、市ホームページのほか、速報性の高いソーシャルメディア等多様な媒体を使い分け、内容を工夫することで、誰にでもわかりやすく、届きやすい情報を発信し、また、緊急時においても、正確で素早い情報発信に努めます。(広報広聴課)

市の地理的な優位性や地域資源、自慢できる取組等、市の魅力をさまざまな手段で発信する等、市のイメージや知名度を高め、市外の人に「訪れたい」「住んでみたい」と感じてもらうとともに、すでに住んでいる市民の郷土愛の醸成に努めます。(広報広聴課)

上尾の歴史や文化を現代へと伝える貴重な財産である文化財を、内外へPRしていくことで、市の文化的魅力の向上に努めます。(生涯学習課)

市の魅力的な情報をさまざまな手段で発信する等により市外の人とつながりを持ち、本市と多様な形で関わりを持ってもらえるように努めます。(全庁)

【関連する SDGs】



*13 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。

| 重要業績評価指標（KPI） | 基準値 | 目標値 |
|---------------|----------------------------|---------------------------|
| 市の公式SNS登録者数 | 13,865人 (令和2(2020)年3月) | 28,000人 (令和7(2025)年度) |
| ふるさと納税の寄付額 | 19,931千円 (平成31(2019)年度) | 90,000千円 (令和7(2025)年度) |

②スポーツ・レクリエーション及び健康づくりの推進

ライフステージに応じて、誰もががスポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりを進めていくことや、市民に健康維持・増進への働き掛けを行うなど健康づくりを推進することで、誰もがいつまでも健康で明るい生活を送れるよう取り組みます。

【主な取組内容】

高齢者が地域で健康に暮らし続けられるようにするため、アッピー元気体操等の介護予防事業を推進します。(高齢介護課)

フレイル^{*14}等の地域の健康課題を把握・分析し、高齢者の健康づくりを支えます。(高齢介護課・健康増進課・保険年金課)

病気の予防や早期発見のため、胃がん等の各種がん検診や骨粗しょう症等の各種検診、成人歯科等の健康診査の受診率向上を図ります。(健康増進課)

生活習慣病の予防や健康づくりのため、特定健診・特定保健指導や後期高齢者健診に関する情報の周知に努め、受診を促進します。(保険年金課)

マイナポータル等を活用して、特定健診データ等を患者本人や医療機関等が閲覧できる仕組みを整備します。(保険年金課)

市民の自主的な健康づくりを促すため、地域の健康づくり団体と連携しつつ、健康相談や健康・食事・運動に関する講座などを通じて、健康についての意識の向上を図ります。(健康増進課、保険年金課)

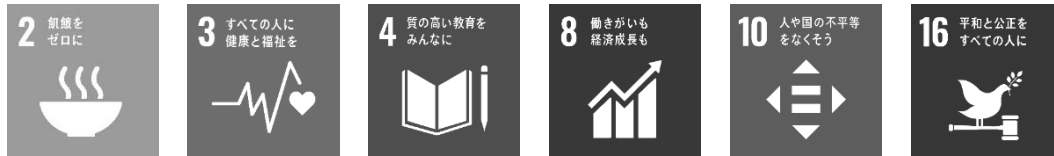
市民体育館や平塚サッカー場、戸崎公園パークゴルフ場等、市民が個々の体力や適性に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しむ環境づくりに努めます。(みどり公園課、スポーツ振興課)

東京オリンピック・パラリンピック大会競技への関心を契機に、誰もががスポーツ・レクリエーションに気軽に親しめる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境整備を推進します。(スポーツ振興課)

上尾シティハーフマラソンをはじめとするスポーツ・レクリエーションイベントを通じて、健康の保持増進及びスポーツ振興を図ります。(スポーツ振興課)

*14 加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態。

【関連する SDGs】



| 重要業績評価指標 (KPI) | 基準値 | 目標値 |
|----------------------|---|--|
| スポーツ・レクリエーション事業の参加者数 | 17,500 人 (平成 27 (2015) ～平成 31 (2019) 年度平均) | 20,000 人 (令和 7 (2025) 年度) |
| 各種がん検診の受診率 | 胃がん (男性) 2.4% 胃がん (女性) 3.5% 肺がん (男性) 4.2% 肺がん (女性) 6.0% 大腸がん (男性) 11.9% 大腸がん (女性) 15.8% 子宮がん 8.6% 乳がん 10.4% (平成 31 (2019) 年度) | 胃がん (男性) 3.9% 胃がん (女性) 4.9% 肺がん (男性) 9.0% 肺がん (女性) 11.6% 大腸がん (男性) 13.8% 大腸がん (女性) 17.9% 子宮がん 10.6% 乳がん 11.4% (令和 7 (2025) 年度) |

各種がん検診の受診率は、市が実施するがん検診を受診した割合としています。なお、埼玉県の5か年計画では、厚生労働省が3年ごとに実施する国民生活基礎調査において過去1年間にがん検診を受診したと回答した人の割合としており、算出方法が異なります。

(2) 安心して良好な住環境の整備

都心から 35 km圏にあり通勤・通学の利便性が高く、自然が豊かで、災害による被害が少ないまちの一つであるという本市の特徴を最大限に生かし、交通の利便性の向上を進め、これまで以上に防災意識や感染症対策意識を高め、「自助」「共助」「公助」の意識を持った対策に取り組むことで、毎年のように大きな被害をもたらす自然災害や感染症などから、市民の生活を守り、市民の安全・安心を根幹に据えたまちづくりを進めていき、本市への定住や市外からの転入を促進します。

①地域防災力の向上及び災害援助・復旧体制の確立

本市では、住宅都市という地域特性から、昼間人口の減少が顕著であることから、日中に災害が発生した場合の「共助」の担い手として、防災訓練や防災士の育成などを通じ、「共助」の意識を広げ、地域防災力を高めていくことが重要です。

また、災害時には市単独での応急対策は難しいと予想されるため、県内外の市町村や民間事業者等との連携を図ります。

さらに、新型コロナウイルスなどの感染症も踏まえた取組へ転換していくことも重要です。

【主な取組内容】

総合防災訓練や避難所運営訓練等を通じ、自主防災組織をはじめとする市民の防災知識の取得や防災行動力の向上を支援するとともに、その担い手の育成に努めます。(危機管理防災課)

地域における防災リーダーとなる「防災士」の資格取得促進、活動支援に努めます。(危機管理防災課)

新型コロナウイルスなどの感染症対策を踏まえて避難所運営マニュアルを更新します。(危機管理防災課)

防災意識の向上を図り、地震や風水害等への家庭における備えや住宅の耐震化などを推進します。(危機管理防災課、建築安全課)

災害時応援協定の締結をはじめ、災害時をにらんだ他市町村や民間事業者、医療機関など、関係機関との連携強化を図り、災害援助・復旧体制の充実を図ります。(危機管理防災課、健康増進課)

【関連する SDGs】



| 重要業績評価指標（KPI） | 基準値 | 目標値 |
|-------------------|----------------------------|---------------------------|
| 防災士の育成人数 | 118 人 (平成 31 (2019) 年度) | 208 人 (令和 7 (2025) 年度) |
| 災害時応援協定の 延べ締結数 | 127 件 (平成 31 (2019) 年度) | 145 件 (令和 7 (2025) 年度) |

②交通手段の充実

本市は、市内循環バス“ぐるっとくん”を運行していますが、効率的・効果的な運行による利便性のさらなる向上を図ることが重要です。

また、公共交通を補完する交通手段としての自転車を、安心・安全に利用できる環境の整備に取り組みます。

【主な取組内容】

利用者の利便性向上を図りながら、市内循環バス“ぐるっとくん”や市内運行バスの効率的・効果的な運行に努めます。(交通防犯課)

安心・安全に自転車を利用できるよう、自転車利用マナーの啓発に努めながら、放置自転車対策を行います。(交通防犯課)

「コンパクトプラスネットワーク *15」の観点から、民間事業者と連携を図りながら持続可能な公共交通ネットワークとサービスの維持・充実を目指します。(交通防犯課)

【関連する SDGs】



| 重要業績評価指標（KPI） | 基準値 | 目標値 |
|------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 市内循環バス 「ぐるっとくん」利用者数 | 480,306 人 (平成 31 (2019) 年度) | 500,000 人 (令和 7 (2025) 年度) |

*15 住宅や生活関連サービス施設などがまとまって立地し、住民が徒歩や自転車、公共交通でこれらの施設に容易にアクセスできるまちづくりの概念。

《資料編》

第2期上尾市地域創生総合戦略全体像

| 基本目標 | 基本的方向 | 重点施策 | 横断的な視点 | 総合計画の関連箇所 |
|-------------------------|-----------------------|------------------------------|--------------------------------|-----------|
| 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり | 雇用の創出 | 産業の活性化 | ・ 持続可能な都市経営をよる様々な分野で積極的に活用0の実現 | 大項目7-中項目1 |
| | 労働環境の充実 | 勤労者・就労支援 | | 大項目7-中項目2 |
| 明日を担う人が育つまちづくり | 結婚・出産・子育て支援の充実 | 結婚支援及び妊活・妊娠から子育てまで切れ目ない支援の充実 | | 大項目1-中項目1 |
| | | 子育て施設・環境の整備 | | 大項目1-中項目1 |
| | | 地域全体での子育て世代の支援 | | 大項目1-中項目1 |
| 子どもが健やかに育つことができる環境の整備 | 子どもが健やかに育つことができる環境の整備 | 確かな学力と豊かな心の育成 | | 大項目1-中項目2 |
| | | 魅力ある学校づくりの推進 | | 大項目1-中項目2 |
| 魅力があり安心して暮らすことができるまちづくり | 魅力の創出 | 魅力の発信 | | 大項目8-中項目1 |
| | | スポーツ・レクリエーション及び健康づくりの推進 | | 大項目2-中項目1 |
| | 安心で良好な住環境の整備 | 地域防災力の向上及び災害援助・復旧体制の確立 | | 大項目5-中項目1 |
| | | 交通手段の充実 | 大項目5-中項目3 | |

(参考) 第6次上尾市総合計画の施策体系

| 施策の大項目 【まちづくりの基本方向】 | 施策の中項目 【テーマ】 | 施策の大項目 【まちづくりの基本方向】 | 施策の中項目 【テーマ】 |
|------------------------|-----------------|------------------------|-----------------|
| 1. 明日を担う人が育つまちづくり | 1. 結婚・出産・子育て支援 | 6. 未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり | 1. 住環境 |
| | 2. 教育 | | 2. 環境 |
| | 3. 青少年 | | 3. 道路・河川 |
| 2. 人生が楽しめるまちづくり | 1. 健康 | 7. 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり | 4. 上下水道 |
| 3. 支え合う安心なまちづくり | 2. 学び・創造 | | 8. 持続可能な都市経営 |
| | 1. 生活福祉 | 2. 労働環境 | |
| | 2. 高齢者福祉 | 1. 情報発信・公開 | |
| 3. 障害者福祉 | 2. 行政運営 | | |
| 4. 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり | 1. 人権・男女共同参画・平和 | 3. 財政運営 | |
| 5. 安全な暮らしを守るまちづくり | 2. コミュニティ・多文化共生 | 4. 協働 | |
| | 1. 防災 | 5. 土地利用 | |
| | 2. 防犯 | | |
| | 3. 交通 | | |
| | 4. 消防 | | |

資料1 数値目標・重要業績評価指標（KPI）一覧

基本目標1 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり

| 基本目標 | | 数値目標 | | | |
|------------|--------------------|-------------------------|------------------------------|---------------------------|--|
| | | 指標 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
| 1 | 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり | 市内法人の従業者数 (P31) | 56,889人 (平成31(2019)年度) | 57,300人 (令和7(2025)年度) | 活力にあふれたにぎわいあるまちづくりの成果を測る指標として、雇用が創出された人数としました。 |
| 基本方向 | | 重要業績評価指標（KPI） | | | |
| 重点施策 | | 指標 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
| (1)雇用の創出 | ①産業の活性化 | 利用権が設定された農地の面積 (P35) | 64ha (平成31(2019)年度) | 66ha (令和7(2025)年度) | 農家が抱える問題が解消されている状態を理想とし、その成果を測る指標として、農地を借りたい者と高齢などにより耕作できない農地所有者との間で利用権が設定された農地の面積としました。 |
| | | 中小企業サポート件数 (P35) | 159件 (平成31(2019)年度) | 175件 (令和7(2025)年度) | 企業の経営が安定している状態を理想とし、その成果を測る指標として、企業訪問・創業・販路開拓、よろず相談を通じて支援した件数としました。 |
| | | 法人市民税額 (P35) | 19億2,891万円 (平成31(2019)年度) | 20億300万円 (令和7(2025)年度) | 新たな企業が立地している状態を理想とし、その成果を測る指標として、法人の仕事の成果を示す数値である法人税額(市内に事務所や事業所がある法人に対し均等割及び法人の所得に応じて課される税)としました。 |
| (2)労働環境の充実 | ②勤労者・就労支援 | キャリア形成支援対象者数 (P36) | 12,608人 (平成31(2019)年度) | 13,868人 (令和7(2025)年度) | 個々の市民に応じた就労支援ができていない状態を理想とし、その成果を測る指標として、就職セミナーや個別就職相談等の相談者数(参加者数)としました。 |

基本目標 2 明日を担う人が育つまちづくり

| 基本目標 | | 数値目標 | | | |
|--------------------|--------------------------------|--|---|---|--|
| | | 指標 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
| 2 明日を担う人が育つまちづくり | | 年少人口 (P32) | 27,285人 (令和2(2020)年10月1日) | 26,333人 (令和7(2025)年度) | 明日を担う人が育つまちづくりの成果を測る指標として、出生数を含む子育て支援の対象数としました。 |
| | | 学校に行くのは楽しいと答える児童生徒の割合 (P32) | 小学校91.6% 中学校84.9% (平成27(2015)～平成31(2019)年度平均) | 小学校 92.0% 中学校 85.0% (令和3(2021)～令和7(2025)年度平均) | 明日を担う人が育つまちづくりの成果を測る指標として、全国の小学校第6学年、中学校第3学年を対象に実施される「全国学力学習状況調査」において、学校に行くことが楽しいと答える児童生徒の割合としました。 |
| 基本方向 | 重点施策 | 重要業績評価指標(KPI) | | | |
| | | 指標 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
| (1) 結婚・出産・子育て支援の充実 | ①結婚支援及び妊活・妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実 | 子育て世代包括支援センター(あげお版ネウボラ)での対応延べ件数 (P38) | 窓口1,672件 電話2,182件 (平成31(2019)年度) | 窓口2,050件 電話2,520件 (令和7(2025)年度) | 子育て世代が抱える問題が解消されている状態を理想とし、その成果を測る指標として、子育て世代のサポートのために行った情報提供や相談件数としました。 |
| | ②子育て施設・環境の整備 | 保育園の待機児童者数 (P38) | 15人 (平成31(2019)年度) | 0人 (令和7(2025)年度) | 保護者のニーズに対応できている状態を理想とし、その成果を測る指標として、厚生労働省が提示している定義による市内保育園の待機児童者数としました。 |
| | | 放課後児童クラブの待機児童者数 (P38) | 0人 (平成31(2019)年度) | 0人 (令和7(2025)年度) | 保護者のニーズに対応できている状態を理想とし、その成果を測る指標として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生が放課後を過ごす、放課後児童クラブの待機児童者数としました。 |
| | ③地域全体での子育て世代の支援 | 地域子育て支援拠点の利用者数 (P39) | 86,165人 (平成31(2019)年度) | 93,998人 (令和7(2025)年度) | 子育て家庭が地域と交流している状態を理想とし、その成果を測る指標として、地域の子育て世代への支援の充実を図るために市内にある一部の保育園や幼稚園などに設置している支援拠点の利用者数としました。 |
| | | 児童館の利用者数 (P39) | 275,014人 (平成31(2019)年度) | 255,750人 (令和7(2025)年度) | 子育て家庭が地域と交流している状態を理想とし、その成果を測る指標として、子どもたちが集い、遊び、学ぶとができる場として、子どもの健全な成長をサポートする児童館の利用者数としました。 |
| | (2) 子どもが健やかに育つことができる環境の整備 | ①確かな学力と豊かな心の育成 | 上尾市学力学習状況調査における市内標準得点(全国標準得点を50.0とする) (P41) | 51.2 (平成31(2019)年度) | 52.2 (令和7(2025)年度) |
| ②魅力ある学校づくりの推進 | | 学校応援団の延べ活動日数 (P41) | 11,302日 (平成31(2019)年度) | 15,000日 (令和7(2025)年度) | 保護者や地域住民が参画しやすい学校づくりが進んでいる状態を理想とし、その成果を測る指標として、学校での教育活動を支援する保護者と地域の方によるボランティア組織の活動日数としました。 |

基本目標3 魅力があり安心して暮らすことができるまちづくり

| 基本目標 | 数値目標 | | | |
|---------------------------|---------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|--|
| | 指標 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
| 3 魅力があり安心して暮らすことができるまちづくり | 転入超過の数 (P33) | 813人 (平成31(2019)年度) | 1,872人 (令和7(2025)年度) | 魅力があり安心して暮らすことができるまちづくりの成果を測る指標として、転入超過の数と、転入数から転出数を差し引いた数としました。 |
| | 地域防災訓練の実施率 (P33) | 94% (平成31(2019)年度) | 100% (令和7(2025)年度) | 魅力があり安心して暮らすことができるまちづくりの成果を測る指標として、災害時に最も大切なのは初動であることに鑑みた地域で防災訓練を実施している割合としました。 |
| | 健康寿命 (P33) | 男性17.94年 女性20.36年 (平成30(2018)年) | 男性19.53年 女性21.27年 (令和7(2025)年) | 魅力があり安心して暮らすことができるまちづくりの成果を測る指標として、健康寿命と、埼玉県衛生研究所で算出されるデータで、65歳に到達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間(「要介護2」以上になるまでの期間)としました。 |

| 基本方向 | 重点施策 | 重要業績評価指標(KPI) | | | |
|------------------|--------------------------|-------------------------------|--|---|---|
| | | 指標 | 基準値 | 目標値 | 説明 |
| (1) 魅力の創出 | ①魅力の発信 | 市の公式SNS登録者数 (P43) | 13,865人 (令和2(2020)年3月) | 28,000人 (令和7(2025)年度) | 興味深い情報が多様な媒体により正確で素早く発信されている状態を理想とし、その成果を測る指標として、市の情報発信として活用している本市のSNSアカウントの登録者数としました。 |
| | | ふるさと納税の寄附額 (P43) | 19,931千円 (平成31(2019)年度) | 90,000千円 (令和7(2025)年度) | 興味深い情報が多様な媒体により正確で素早く発信されている状態を理想とし、その成果を測る指標として、応援したい自治体に寄附ができるふるさと納税の寄附額としました。 |
| | ②スポーツ・レクリエーション及び健康づくりの推進 | スポーツ・レクリエーション事業の参加者数 (P44) | 17,500人 (平成27(2015)～平成31(2019)年度平均) | 20,000人 (令和7(2025)年度) | 市民がスポーツやレクリエーションに親しみを持ち参加している状態を理想とし、その成果を測る指標として、スポーツ・レクリエーションの振興を図るために行っている事業の参加者数としました。 |
| | | 各種がん検診の受診率 (P44) | 胃がん(男性)2.4% 胃がん(女性)3.5% 肺がん(男性)4.2% 肺がん(女性)6.0% 大腸がん(男性)11.9% 大腸がん(女性)15.8% 子宮がん8.6% 乳がん10.4% (平成31(2019)年度) | 胃がん(男性)3.9% 胃がん(女性)4.9% 肺がん(男性)9.0% 肺がん(女性)11.6% 大腸がん(男性)13.8% 大腸がん(女性)17.9% 子宮がん10.6% 乳がん11.4% (令和7(2025)年度) | 市民が健康づくりを意識し、自主的に行動している状態を理想とし、その成果を測る指標として、心身ともに健康の保持増進を図るための各種がん検診の受診率としました。 |
| (2) 安心で良好な住環境の整備 | ①地域防災力の向上及び災害援助・復旧体制の確立 | 防災士の育成人数 (P46) | 118人 (平成31(2019)年度) | 208人 (令和7(2025)年度) | 地域の防災体制が強化されている状態を理想とし、その成果を測る指標として、地域の防災力向上のキーマンとなる防災士の育成人数としました。 |
| | | 災害時応援協定の延べ締結数 (P46) | 127件 (平成31(2019)年度) | 145件 (令和7(2025)年度) | 地域の防災体制が強化されているほか、民間事業者等との連携が図れている状態を理想とし、その成果を測る指標として、災害援助、復旧体制のために、他市町村や民間企業などと締結している協定の締結数としました。 |
| | ②交通手段の充実 | 市内循環バス「ぐるっとくん」利用者数 (P46) | 480,306人 (平成31(2019)年度) | 500,000人 (令和7(2025)年度) | 交通網が効率的・効果的に整備されている状態を理想とし、その成果を測る指標として、交通の利便性向上のために運行している市内循環バス「ぐるっとくん」の利用者数としました。 |

資料2 策定経過の概要

【上尾市地域創生総合戦略審議会】

構成：市民、産業界・行政機関・大学・金融機関・労働団体・言論界・市議会議員など 15 人

期間：令和2（2020）年4月～令和3（2021）年2月 計5回開催

内容：第2期上尾市地域創生長期ビジョン案及び第2期上尾市地域創生総合戦略案の審議

【市民コメント】

期間：令和2（2020）年11月30日～令和2（2020）年12月25日

方法：第2期上尾市地域創生長期ビジョン案及び第2期上尾市地域創生総合戦略案について、市広報誌や市ホームページを通じて意見を募集

提案件数 3人5件

【上尾市地域創生総合戦略本部会議】

構成：市長、副市長、教育長、部長職 16人

期間：令和元（2019）年12月～令和3（2021）年1月 計6回開催

内容：第2期上尾市地域創生長期ビジョン案及び第2期上尾市地域創生総合戦略案を調査・検討し、第2期上尾市地域創生長期ビジョン及び第2期上尾市地域創生総合戦略を策定

【上尾市地域創生総合戦略幹事会】

構成：次長職など 16人

期間：令和元（2019）年11月～令和3（2021）年1月 計6回開催

内容：上尾市地域創生総合戦略本部の事務を補助し、第2期上尾市地域創生長期ビジョン案及び第2期上尾市地域創生総合戦略案を調査・検討

資料3 上尾市地域創生総合戦略審議会条例

上尾市地域創生総合戦略審議会条例

平成27年7月1日
条例第25号

(設置)

第1条 上尾市総合計画を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項の規定に基づき上尾市地域創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を策定し、及び推進するに当たり、市政の各分野から広く意見を聴取するため、上尾市地域創生総合戦略審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合戦略の策定及びその変更に関する事。
- (2) 総合戦略の計画的な推進に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生法第1条に規定するまち・ひと・しごと創生に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市政の各分野において識見を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、行政経営部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

資料4 上尾市地域創生総合戦略審議会委員

| No. | 委員区分 | 役職 | 肩書き | 氏名（敬称略） |
|-----|------|---------|--|---------|
| 1 | 1号委員 | 委員 | 上尾商工会議所青年部 会長 | 島村 典泰 |
| 2 | 1号委員 | 委員 | 上尾商工会議所女性会 会長 | 内田 富美代 |
| 3 | 1号委員 | 委員 | 埼玉りそな銀行上尾支店 支店長 | 吉田 裕 |
| 4 | 1号委員 | 委員 | 社会福祉法人和みの会ゆうゆうくじら保育園 園長 | 本田 直子 |
| 5 | 1号委員 | 委員 | 株式会社 Success Holders メディア事業部 埼玉支局 埼玉一課 シニアプランナー | 佐々木 毅彦 |
| 6 | 1号委員 | 委員 | 上尾市PTA連合会 会長 | 宮内 礼子 |
| 7 | 1号委員 | 委員 | 上尾市農業委員 | 平野 修一 |
| 8 | 1号委員 | 委員 | 大宮公共職業安定所 業務部長 | 関谷 真司 |
| 9 | 1号委員 | 委員 | 埼玉県宅地建物取引業協会彩央支部 支部長 | 金子 一夫 |
| 10 | 2号委員 | 委員 | 市議会議員 | 新道 龍一 |
| 11 | 2号委員 | 委員 | 市議会議員 | 樋口 敦 |
| 12 | 2号委員 | 委員 | 市議会議員 | 池田 達生 |
| 13 | 2号委員 | 副会 長 | 市議会議員 | 長沢 純 |
| 14 | 3号委員 | 会長 | 高崎経済大学地域政策学部・地域政策学科 教授 | 佐藤 徹 |
| 15 | 4号委員 | 委員 | 埼玉県県央地域振興センター 所長 | 竹中 健司 |

資料5 上尾市地域創生総合戦略本部設置規程

上尾市地域創生総合戦略本部設置規程

平成27年3月30日
訓令第1号

(設置)

第1条 人口問題を基軸としたまち・ひと・しごと創生(まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。以下同じ。)に関する施策の全庁的な推進を図るため、上尾市地域創生総合戦略本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 上尾市地域創生総合戦略(本市におけるまち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。)の策定に関すること。

(2) その他まち・ひと・しごと創生に関し必要な事項に関すること。

(構成等)

第3条 本部長は、市長とする。

2 副本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。

3 本部長は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部は、本部を構成する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係職員の会議への出席等)

第5条 本部長は、第2条各号に掲げる事務(以下「所掌事務」という。)を遂行するため必要があると認めるときは、本部長以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(地域創生総合戦略幹事会)

第6条 本部に、次に掲げる事務を行わせるため、地域創生総合戦略幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

(1) 本部の会議に付議する事案についてあらかじめ調査審議すること。

(2) その他まち・ひと・しごと創生に関する施策を全庁的に推進するに当たり必要となる事務

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、行政経営部次長(行政経営部次長が複数いる場合にあっては、行政経営部行政経営課の分掌する事務を所掌する行政経営部次長)の職にある者をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、及び主宰する。

6 前条の規定は、幹事長について準用する。

(ワーキンググループ)

第7条 本部に、所掌事務に関し実務的な見地から検討を行うため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第8条 本部、幹事会及びワーキンググループの庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月27日市・消本・水事・議会・教委訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年4月22日市・消本・水事・議会・教委訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

| | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|----------------|----------------|--------|--------|
| 教育長 | 市長政策室長 | 行政経営部長 | 総務部長 | 子ども未来部長 | 健康福祉部長 | 市民生活部長 | 環境経済部長 |
| 都市整備部長 | 上下水道部長 | 消防長 | 議会事務局長 | 教育委員会事務局教育総務部長 | 教育委員会事務局学校教育部長 | | |

別表第2（第6条関係）

| |
|---|
| 市長政策室次長 行政経営部次長（幹事長であるものを除く。） 総務部次長 子ども未来部次長 健康福祉部次長 市民生活部次長 環境経済部次長 都市整備部次長 上下水道部次長 消防本部次長 議会事務局次長 教育委員会事務局教育総務部次長 教育委員会事務局学校教育部次長 |
|---|

第2期上尾市地域創生長期ビジョン

第2期上尾市地域創生総合戦略

発行年月 令和3年4月

Ver. 2 令和4年8月

発行編集 上尾市行政経営部 行政経営課

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

電話 048-775-3963 FAX 048-776-8873

<https://www.city.ageo.lg.jp>

